

中山間地域等直接支払制度

体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画 等）
参考事例集

令和6年12月
農林水産省農村振興局地域振興課

はじめに

近年、中山間地域では都市部や平野部に比べて人口減少や高齢化がさらに進行し、集落協定の構成員の高齢化、共同活動体制の弱体化が進んできている状況にあります。また、担い手及び事務担当者、リーダーの確保ができないといった人材不足により、活動体制が脆弱な小規模な集落協定を中心に、共同活動の継続ができず廃止する協定も増えてきています。

このような状況を受け、第6期対策では、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりを進めるため、これまで進めてきた集落協定の統合による広域化などに加え、まずは、集落協定間で可能な取組から連携していただくネットワーク化や多様な組織等の参画を推進することとしています。

本事例集は、集落協定間のネットワーク化等を地域で進めていただく際の参考資料となるよう、集落協定の統合や事務局機能の一元化、活動の連携等を行っている事例について、体制の構築の方法や効果等を取りまとめたものです。都道府県・市町村の説明会、集落の話し合いに活用するなど、体制づくりに向けたご検討の参考にいただければ幸いです。

最後に、本事例集の作成に当たり、ご多忙の中、快くご協力いただいた集落協定関係者の皆様、都道府県・市町村担当者の皆様に心より感謝を申し上げます。

現状

- 人口減少や高齢化により集落の共同活動体制が弱体化
- 集落・市町村ともに事務が負担となり、活動継続に支障
- リーダー等を含む担い手不足により小規模な集落協定を中心として活動の廃止が増加

事例収集の目的

- 多くの地域が同様の課題を抱える中、将来に向けて共同活動が継続できる体制づくりを推進
- 統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画等により、体制を強化して活動に取り組む事例を市町村・集落協定等に展開

集落による実践

- 本事例集を参考に、集落協定が地域の実情に応じた体制づくり（統合・ネットワーク化・多様な組織等の参画）に取り組む

期待する効果

- 活動の継続に不安がある集落、特に小規模な集落協定において、今後も農業生産活動が継続される体制を構築

体制づくりの類型イメージ

《課題》 人材不足

体制づくり

協定の統合
が可能な場合

統合

ルール統一が
可能な場合

ルール統一が
困難な場合

協議会等の
共同事務局を
つくる場合

ネットワーク化

活動の連携
から取り組
む場合

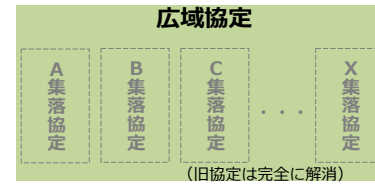
連携に
特化する
場合

独立性を
重視する
場合

一体的
連携の度合
ゆるやか

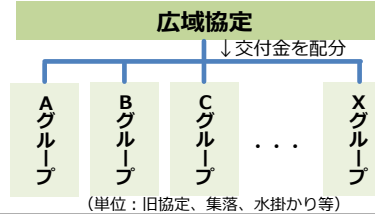
合併型

- 統合後の広域協定内で作業単価等のルールを統一
- 集落間での人的資源や交付金の融通がしやすくなる
- 意思決定がしやすい



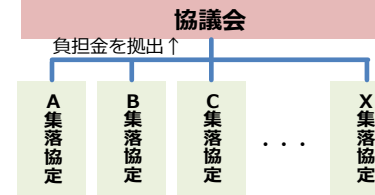
親子型

- 広域協定から、傘下のグループに配分
- グループ毎に交付金の使途や作業単価等のルールの独自性を一定程度確保できる
- 災害対応時などでは柔軟な配分も可能



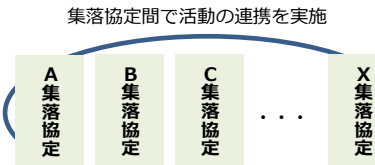
協議会型

- 各集落協定から協議会に負担金を拠出し、各集落協定単独では実施困難となった事務等を一元化
- 各集落協定の独自性を維持しつつ、協定間の横連携ができる



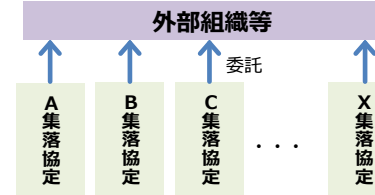
活動連携型

- 機械の共同利用など、特定の活動において集落協定間で連携を実施
- 各集落協定の独自性を維持しながら、必要なことから横連携を行う



共同委託型

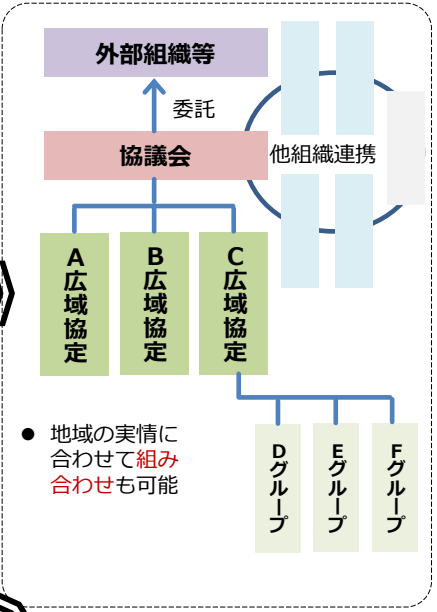
- 各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託（スケールメリットにより委託先を確保）
- 各集落協定の独自性を維持しながら、ゆるやかに横連携できる



≫

≫

≫



- 地域の実情に合わせて組み合わせも可能

多様な組織等の参画

- 他の組織から人的支援等を受けたり、他の組織と人的資源等を補完し合う関係を構築する
- または非農業者が活動に参画する
- 合同プロジェクト（イベント開催、名産品づくり等）の実施など、異分野間での化学反応につながりうる



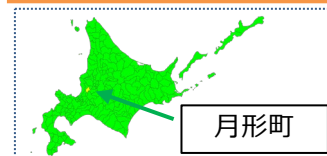
※ 本資料は、体制づくりに向けた参考にするため、体制づくりの類型のイメージを整理したものであり、各類型の定義を示すものではありません。このため、この類型のイメージに合致しない体制づくりもありえます。

目次

地域名	事例	体制						頁
		統合		ネットワーク化			多様な組織等の参画	
		合併型	親子型	協議会型	活動連携型	共同委託型		
北海道月形町	集落協定の広域化に伴い役員を担える人材の確保と農作業の省力化・効率化	○						5
宮城県栗原市	棚田を始めとした農用地・自然生態系の保全、棚田から生まれる都市部との交流と進行						○	6
秋田県由利本荘市	広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現		○					7
秋田県由利本荘市	交付金の柔軟な活用を可能とした統合を実現		○					8
山形県鮭川村	各集落協定から同一の外務組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携					○		9
福島県金山町	1町1協定による広域的な協定事務の一元化	○						10
福島県安達郡大玉村	1村1協定による広域的な協定事務の一元化		○				○	11
栃木県塩谷町	各集落の独自性を維持しつつ、広域化により事務負担軽減を実現		○					12
群馬県中之条町	協定の統合によるスケールメリットを生かした農作業受委託体制の整備		○					13
千葉県鴨川市	集落協定間の連携を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する協議会の設立			○			○	14
新潟県小千谷市	3段階の活動体制による活動の継続と就農支援		○	○			○	15
新潟県十日町市	NPO法人との協働による集落の活性化						○	16
富山県氷見市	隣接集落と共同で行う農業インターンシップを契機に、連携して集落の活性化を実現				○			17

目次

地域名	事例	体制						頁
		統合		ネットワーク化			多様な組織等の参画	
		合併型	親子型	協議会型	活動連携型	共同委託型		
三重県伊賀市	つなぐ棚田遺産“西山の棚田”が繋ぐ多様な組織との連携取組						○	18
岐阜県郡上市	多様な組織との連携による活力ある地域づくり						○	19
滋賀県栗東市	多様な組織と連携した棚田地域の振興						○	20
兵庫県養父市	9 集落協定で連携して獣害対策及び粗放的な農地管理に取り組み、棚田を守る			○				21
島根県浜田市	担い手の連携を強化する協議会を核とした複数集落協定の再編		○	○				22
山口県阿武町	多様な組織等が連携した“にぎわいの創出”によるむらづくり						○	23
愛媛県松野町	協定の統合による活動体制の整備と強化	○					○	24
高知県三原村	村全域にわたる 2 協定の事務等の一元管理による連携強化					○		25
長崎県大村市	集落協定の統合及び農事組合法人との連携により中山間地域の農業活性化及び荒廃化防止	○						26
熊本県あさぎり町	5つの集落協定から同一の外部組織に事務等を委託し、集落協定の活動継続のための体制づくりを推進					○		27
宮崎県日之影町	ネットワーク化による農作業受委託システムの確立			○			○	28
鹿児島県湧水町	各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携					○		29



月形町

しんとよ

つぎがたちょう

中山間地域等直接支払交付金「新豊集落協定」（北海道月形町）

集落協定の広域化に伴い役員を担える人材の確保と農作業の省力化・効率化

- 第5期から2つの集落（豊ヶ丘、新富）協定を統合、人材の確保
- それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し一括管理、運搬車両等の導入により農作業を効率化

協定参加者の約半数が他集落からの通い作

作業の機械を運搬する必要あり
(多くの時間を要していた)

豊ヶ丘集落協定

統合の働きかけ

新富集落協定

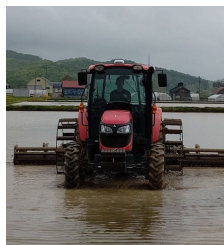
高齢化等により
役員を担う人材が不足

将来的に役員を担う
人材が不足する見込み

統合
第5期（令和2年度）

新豊集落協定

- 役員をそれぞれの旧集落協定からバランスよく選出
- 協定に沿った農業生産活動を主導する人材を確保
- 農作業時間が短縮（統合前と比べて約1割短縮）
 - ・ 水稲共同防除面積の拡大のため運搬車両を導入
 - ・ GPSガイダンスを導入（代掻き・肥料撒き）



【GPSガイダンス機能付トラクター】



【トラック（運搬車両）】

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：令和2年
面積：276.0ha(田)
共同取組活動費への配分割合：29.1%
構成員：農業者20人、農業法人4法人
主要作物：水稲等

①集落・地域のこれまで

- ・ 合併前、豊ヶ丘集落では、高齢化や後継者不足により協定参加者が年々減少していたことに加え、協定参加者の内、半数以上が他集落からの通い作で参加していたため、役員を担える人材が不足していた
- ・ 新富集落では、将来的に役員を担える人材が不足する見込みであった
- ・ 両集落の共通の問題として、他集落からの通い作の参加者が多いため集落間の機械の運搬に多くの時間がかかっていた
- ・ 豊ヶ丘集落から新富集落へ統合の話を持ち掛けた。共通課題である人材確保と機械運搬時間の削減に向け、統合の話はスムーズに進んだ

②実施体制の特徴

- ・ 2集落協定が統合し広域組織の体制構築
- ・ 各担当役員（機械担当、法面担当等）を旧集落協定（豊ヶ丘、新富）の参加者からバランスよく選出
- ・ 集落全体で施設等を管理
- ・ それぞれの旧集落で管理していた共同機械を新集落で一括管理
- ・ 広域化加算を活用し、協定に沿った農業生産活動を主導する人材を確保

③取組の内容・成果

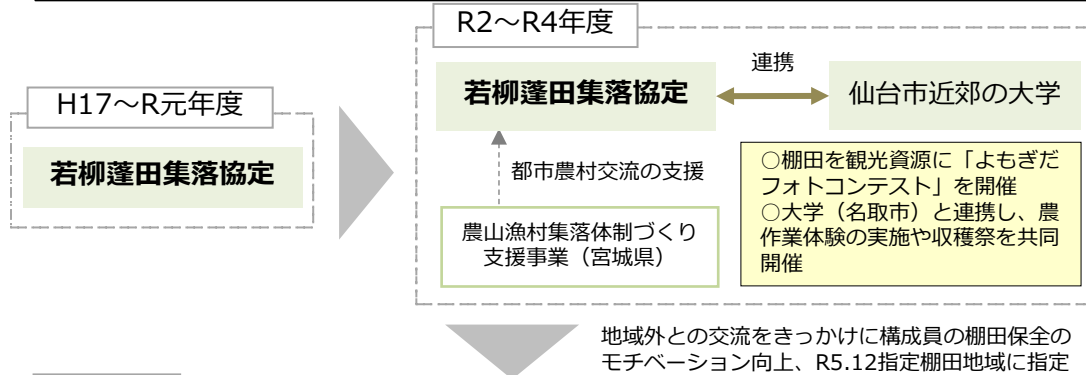
- ・ 2集落協定の統合により、使用できる共同機械の種類が増え、機械使用の選択が多様化
- ・ 広域化加算を活用し、水稲共同防除面積の拡大のため運搬車両を導入したことで、運搬時間を大幅に削減
- ・ 生産性向上加算を活用し、GPSガイダンスを導入したことで集落全体の農作業時間（代掻き・肥料撒きにかかる時間）を1割程度短縮
- ・ 統合により役員の選出が容易になった



中山間地域等直接支払交付金「若柳蓬田集落協定」(宮城県栗原市)

棚田を始めとした農用地・自然生態系の保全、棚田から生まれる都市部との交流と振興

- 段階を経て、集落協定が地域内外の多様な組織とのつながりを拡大
- 棚田を活用した交流事業により、人員の確保に努めながら農地の保全活動と地域の活性化を実施



①集落・地域のこれまで

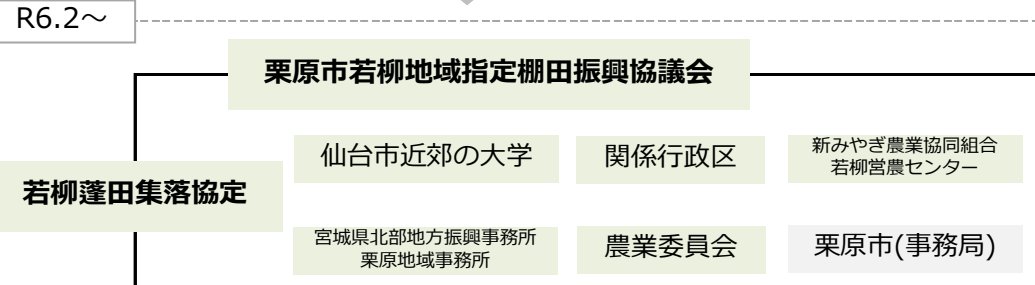
- ・平成17年度(第2期対策)から若柳蓬田集落協定を運営
- ・令和2年度～4年度、宮城県の「農山漁村集落体制づくり支援事業」を活用し、棚田から生まれる都市部との交流事業を実施
- ・令和6年2月、棚田等の保全振興に向けて、「栗原市若柳地域指定棚田振興協議会」を設立
- ・同年6月、指定棚田地域振興活動計画が認定

②実施体制の特徴

- ・栗原市若柳地域指定棚田振興協議会は、集落協定、地域住民、関係行政、市長、県、市、仙台市近郊の大学など関係機関等で構成
- ・市が協議会の運営や会議資料の作成等の事務局機能を担い、若柳蓬田集落協定と関係機関が連携する実施体制を構築

③取組の内容・成果

- ・棚田等の保全を通じ、農用地等の多面にわたる機能の維持・発揮が図られた
- ・仙台市近郊の大学及び医療職者との連携事業(田植え・稲刈り体験、農用地の転作作物(さつまいも等)の収穫体験交流会、大学祭での販売等)により、食育の推進、棚田地域の振興並びに交流人口が増加
- ・地域内外との多様な交流をきっかけに協定構成員の棚田保全のモチベーションが向上
- ・棚田を観光資源とした、地域内外から応募可能な「よもぎだフォトコンテスト」の定例開催により、地域の活性化と交流人口の増加が図られた



- 「よもぎだフォトコンテスト」(地域内外から応募可能)の定例開催
- 仙台市近郊の大学との交流を継続、新たに医療職者とも交流し、農作業体験や収穫祭を実施
- R6.6指定棚田地域振興活動計画が認定され、棚田地域振興活動加算により交流人口の増加に取り組む

【集落協定の概要】
協定開始：平成17年度(第2期対策)
面積：18ha(田)
共同取組活動費への配分割合：50%
構成員：農業者32人
主要作物：水稻、レンコン



【大学と連携した農作業体験】

中山間地域等直接支払交付金「やしま集落協定」（秋田県由利本荘市）



広域協定内に活動グループを形成し、交付金の柔軟な運用を実現

- 55協定を1協定に統合した上で、集落単位や水掛かり単位などによる18のグループを形成して活動を実施
- 各グループは配分された共同取組活動費の範囲内で自由に活動しつつ、地域の農地保全を念頭に柔軟な交付金活用を図る

55協定を1協定に統合（H17）

やしま集落協定

集落単位や水掛かり単位で
18のグループを形成して活動

- 特徴1：グループ内の農用地面積等を考慮し、各グループへの共同取組活動費の配分額を決定
- 特徴2：各グループは配分額の範囲内で自由に活動
- 特徴3：災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、農地保全を念頭に柔軟に運用

各グループの配分額
から5.5%を拠出

事務支援業務の委託

土地改良区

- ・各グループへの配分額の算定
- ・各グループへの振込作業

①集落・地域のこれまで

- ・平成17年（第2期対策）から、**55協定を1協定に統合**。旧矢島町全域をカバーする広域協定を締結
- ・同時期に**土地改良区への交付金事務支援業務の委託**を開始

②実施体制の特徴

- ・**集落単位や水掛かり単位で18のグループを形成して活動**
- ・役員会でマスタープランを策定し、グループ内の農用地面積、傾斜度、構成員、事務費等を考慮し、各グループへの共同取組活動費の配分額を決定
- ・**各グループは配分額の範囲内で自由に活動**
- ・**地域に交付される交付金を一元的に管理し、災害復旧が必要なグループには配分額を集中させるなど、農地保全を念頭に柔軟に運用**

③取組の内容と成果

- ・管理作業に係る担い手の負担軽減と品質向上のため、交付金を活用したラジコンヘリでの共同防除を実施
- ・主食用米のほか酒米にも取組み、地元酒蔵に出荷。また、高収益作物のアスパラガス、花きのリンドウを導入するなど所得向上に向けた取組を実施
⇒販売額(アスパラ、リンドウ)：12,000千円(H27)→19,941千円(R3)

【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：367ha(田)

共同取組活動費への配分割合：51%

構成員：農業者243人、農業法人1法人、農業生産組織2組織

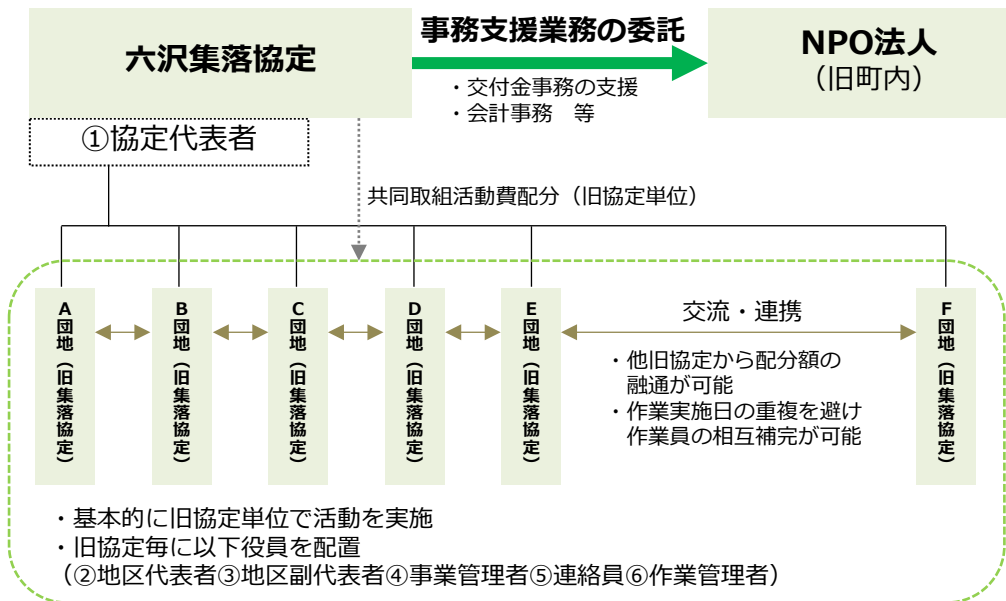
主要作物：水稻、酒米、アスパラガス、リンドウ

中山間地域等直接支払交付金「六沢集落協定」（秋田県由利本荘市）



交付金の柔軟な活用を可能とした統合を実現

- 団地ごとに活動していた近隣6集落協定が、独自性を残したまま統合し活動を実施
- 旧協定単位で共同取組活動費の配分を行い、それぞれで活用方法を決定



【役員の役割】

- ① 協定代表者・・・総会と臨時総会の開催。全地区の総括。行政又は事務委託者が招集する会議等への出席。
- ② 地区代表者・・・団地ごとの総括。農業者の意見の集約。
- ③ 地区副代表者・・・代表の補助、代理。耕作放棄地の発生防止取組み。
- ④ 事業管理者・・・水路布設整備、農道整備、農地災害対応等の事業計画策定。業者との見積もり聴取等の折衝。
- ⑤ 連絡員・・・電話連絡。会議開催等の通知配布。会議の会場手配。
- ⑥ 作業管理者・・・水路、農道の草刈り作業の管理、写真撮影。作業日誌の作成。

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成27年度
面積：51ha(田)
共同取組活動費への配分割合：20%
構成員：農業者39人、農業法人1法人
主要作物：水稻、そば、飼料用作物



【旧協定間の垣根を超えた草刈り作業】

① 集落・地域のこれまで

- ・ 平成26年度より、第4期対策の実施に向けて、事務の負担が課題と感じていた近隣の5協定は、共通する構成員等が多く、統合による事務負担の軽減も見込めたため、市からの助言を受けつつ調整を重ね六沢集落協定として統合
- ・ 令和元年度より、第5期対策に向けて、事務に苦慮していた近隣の1協定に対して、六沢集落協定から提案を持ち掛け統合

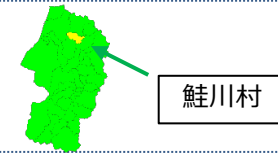
② 実施体制の特徴

- ・ 旧協定ごとに予算の活用方法や維持管理の方法が異なるため、**旧協定単位での組織体系を残しつつ統合**することで、それぞれの意思決定を尊重
- ・ **地区代表者が旧協定内の意見を集約**し、数名の地区役員とともに六沢集落協定の総会に集まり、協定全体の意思決定を行う
- ・ 旧協定単位で共同取組活動費の配分をおこない、それぞれが配分額の範囲内で自由に活動
- ・ 配分額を超える事業を実施したい場合は、全体で予算の調整を行い、他旧協定から配分額を融通する形で事業を実施
- ・ **事務処理方法を一元化**し、行政書士が所属している旧町内のNPO法人に交付金事務の支援や会計事務等を委託

③ 取組の内容・成果

- ・ 予算の調整（他旧協定からの融通）により、統合前は複数年かけて実施していた事業が単年度で実施可能となった
- ・ 統合及び事務支援業務を委託したことで、事務負担が軽減し、次期対策への取り組み継続の意欲が向上
- ・ 構成員の増加により交流の機会が増え、地域活性化へつながった

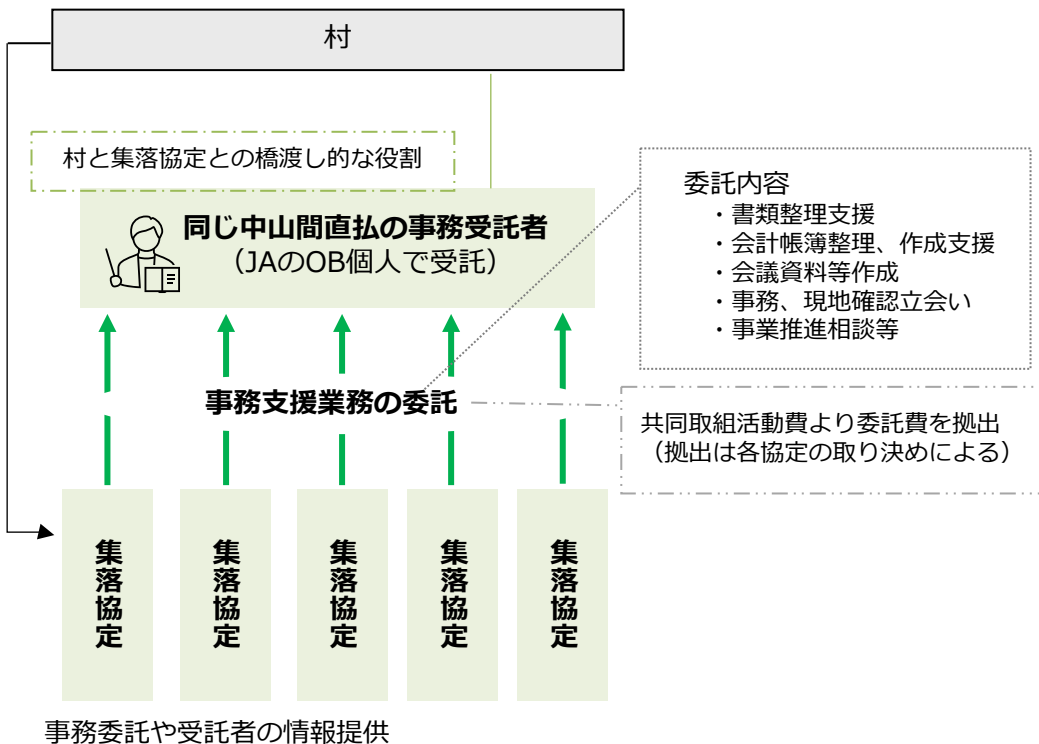
中山間地域等直接支払交付金「鮭川村の5集落協定」（山形県鮭川村）



鮭川村

各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携

- 5つの集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託
- 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減



①集落・地域のこれまで

- ・ 令和元年度より、第5期対策の実施に向けて、事務処理が負担と考えていた5集落協定が、各集落協定ごとに同じ受託者へ事務支援業務を委託して取り組むこととした

②実施体制の特徴

- ・ 5つの集落協定が、同じ中山間直払事務受託者（JAのOBが個人で受託）に事務支援業務を委託

③取組の内容と成果

- ・ 5集落協定において、第5期対策への事業継続が図られ、適正な農地の維持管理
- ・ 次期対策（第6期対策）に向けて、取り組み継続の意欲向上
- ・ 受託者が、村と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、村事務担当の負担軽減

【集落協定の概要(R4現在)】

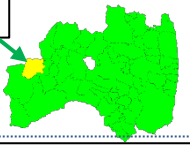
協定開始：平成12年度

面積：125ha(田)、1ha(畑)

共同取組活動費への配分割合：50%

構成員：農業者121人、農業法人1法人、その他1

主要作物：水稻、そば、山菜



中山間地域等直接支払交付金「かねやま中山間広域事業体」（福島県金山町）

1町1協定による広域的な協定事務の一元化

- 19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織
- 多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで事務作業が軽減

中山間地域等直接支払交付金

かねやま中山間広域事業体

（第4期対策から）
19協定を1協定に統合

共同取組活動の報酬の統一
→他の集落等の人手不足
を補う協力体制の構築

（第5期対策から）
生産性向上加算にて
ドローンの運用を実施

	目標面積	実績面積	実作業 延べ面積	実施人数 (延べ人数)
R2年度	対象農地選定			
R3年度	3ha	14.43ha	22.7ha	1名(1名)
R4年度	6ha	19.39ha	29.07ha	2名(3名)
R5年度	9ha	34.93ha	56.87ha	2名(5名)

事務支援業務の委託

各協定ごと
交付金から
25%を拠出

- ・ 個人配分や取組活動費を19協定ごとに配分
- ・ 総会の開催
- ・ 資料の作成
- ・ 各書類整理支援、管理

多面的機能支払交付金

金山町農地維持
環境保全協議会
(H26年から)

1町1協定で開始
(H26年から)

特徴

【合意形成について】

- ・ ほとんどの地区が多面的機能支払交付金と同じ区域のため容易に合意できた
- 【交付金の運用等について】
- ・ 多面的機能支払交付金の実績から事務局費用を算出
- ・ 作業計画等による共同活動の作成がスムーズ

①集落・地域のこれまで

- ・ 平成26年の多面的活動でも「地域・集落の課題」と同様の問題を解決するべく広域化組織を構築し問題を解決
- ・ 中山間の活動においても、第4期対策から集落連携・機能維持加算（広域化支援）を活用し、地域全体で維持管理する1町1協定の広域組織の体制を構築
- ・ 多面的機能支払交付金の事務局に事務支援業務を委託することで、事務作業を軽減
- ・ 令和2年（第5期対策）より生産性向上加算にて、ドローンの運用を実施

②実施体制の特徴

- ・ **19の集落協定が統合した1町1協定の広域組織の体制**
- ・ 多面的機能支払交付金の事務局を含め、**協定事務は「金山町農地維持環境保全協議会」に一元化**

③取組の内容・成果

- ・ 広域化により**共同取組活動の報酬が統一**され、**他の集落等で人手が足りないときに協力できる仕組み**を整備
- ・ 生産性向上加算を活用して、ドローンを購入し、構成員からオペレーターを育成し、肥料や薬剤の散布を実施



【ドローンによる散布作業】

【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：108ha(田)

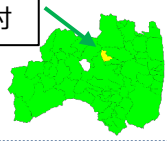
共同取組活動費への配分割合：49%

構成員：農業者269人、農業法人1法人、生産組織3組織

主要作物：水稻

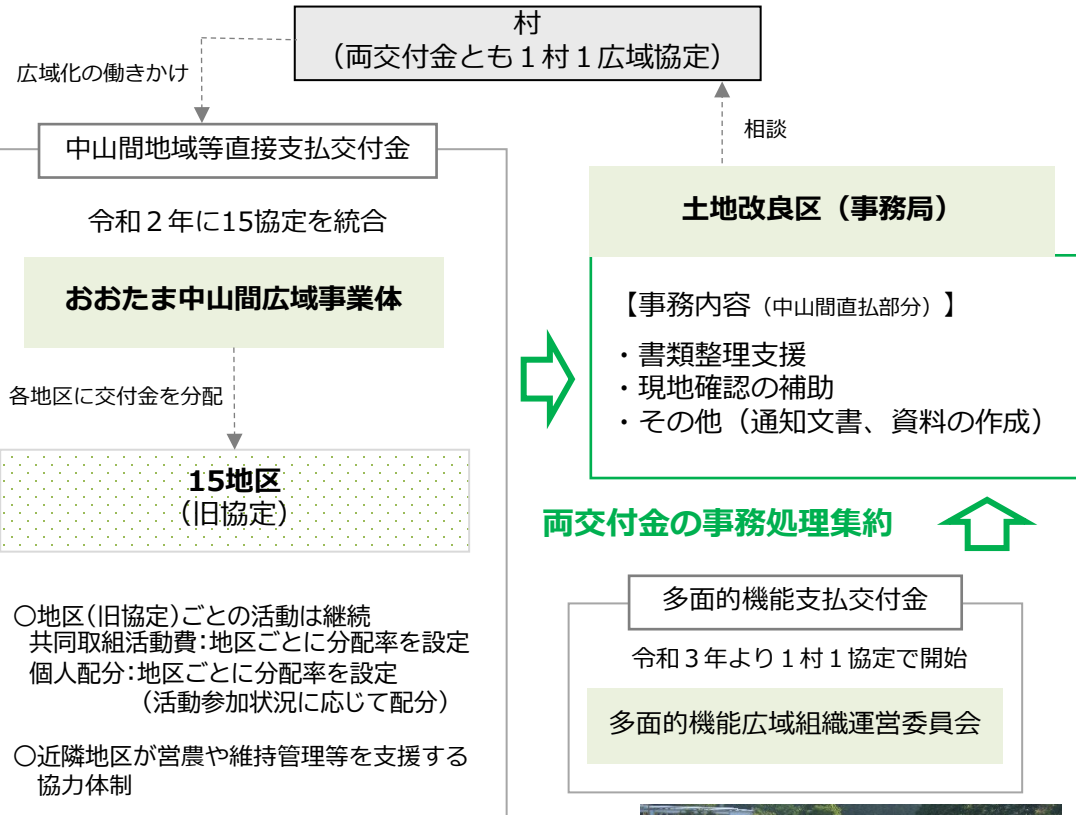
中山間地域等直接支払交付金「おおたま中山間広域事業体」(福島県安達郡大玉村)

安達郡大玉村



1村1協定による広域的な協定事務の一元化

- 15の集落協定が統合した1村1広域組織
- 土地改良区への事務支援業務の委託により事務負担が軽減



【集落協定の概要(R6現在)】
 協定開始: 令和2年度
 面積: 229.6ha(田)
 共同取組活動費への配分割合: 64%
 構成員: 農業者210人
 主要作物: 水稻



【農道・法面の共同草刈り活動】

①集落・地域のこれまで

- ・県内他町の広域化事例を参考に、村が集落代表者及び役員を中心に説明会を開催し、集落全体で事務負担軽減が図られることを確認したうえで、広域化への合意形成に至り、第5期対策から地域全体で維持管理を行う**1村1協定の広域組織の体制**を構築
- ・村の土地改良区において、中山間・多面担当の職員が採用されたこともあり、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の事務局を土地改良区に置き、事務処理を集約

②実施体制の特徴

- ・15の集落協定が統合した1村1協定の広域組織の体制
- ・**各地区（旧協定）の代表者により広域組織を運営**し、情報交換等により各地区の現状や取組を把握
- ・面積に応じて交付金が各地区に分配され、地区ごとに活動を継続（地区ごとに共同取組活動費の分配率を設定）
- ・高齢化に伴い人手が不足している地区については、近隣地区が営農や維持管理等を支援する協力体制を構築
- ・**多面的機能支払交付金の事務を含め、協定事務は土地改良区に一元化**し、委託費として両交付金それぞれ交付額から5%拠出

③取組の内容・成果

- ・各地区の活動に対する広域組織との協力体制の構築により、農地の荒廃を防ぎ、維持保全が図られた
- ・村と各協定間の実績報告までのやりとりに膨大な時間を費やしていたが、土地改良区へ事務支援業務を委託をすることにより、事務処理が集約し、村と旧協定両者の事務負担軽減が図られた
- ・両交付金の事務を同一組織（土地改良区）へ集約することで、主導的な役割を担う人材確保により、協定に沿った農業生産活動等のマネジメント管理が可能となった



中山間地域等直接支払交付金「塩谷町中山間地域活性化協議会」（栃木県塩谷町）

各集落の独自性を維持しつつ、広域化により事務負担軽減を実現

- 第5期対策から5集落が統合し、継続的に参画集落を拡大し（R5年度7集落）、1町1広域協定を実現
- 加算措置の活用により、事務の効率化や省力機械等の多面的な導入・活用を推進

町（1町1広域協定）

- ・ 交付事務、支援・指導
- ・ 制度の周知、新規集落の誘導
- ・ 鳥獣害対策関連事業との調整
- ・ 交付金の活用方法の助言等

事務局（町役場内）

- ・ 書類整理
- ・ 帳簿管理
- ・ 現地研修、イベント調整
- ・ 機械導入の支援 等

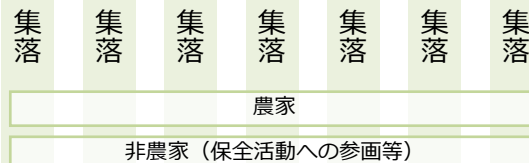
塩谷町中山間地域活性化協議会（広域協定）

役員：構成7集落からの代表者により構成
総代：構成7集落の総代から選出

各集落に
予算を配分

専任事務員の雇用

（集落協定広域化加算から拠出）

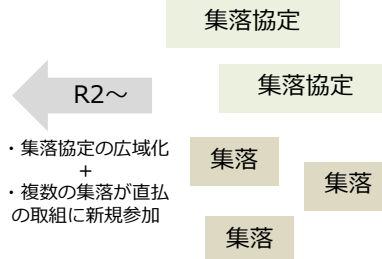


各集落で農用地や水路等の保全活動

共同で乗用草刈機・ドローン等の利用：13台導入（R2年度～R5年度）
合同で省力化機械のオペレーター養成研修会を実施：計4回（同期間）

【集落協定の概要（R5現在）】

協定開始：平成12年度（広域協定化：令和2年度）
面積：196ha(田)
共同取組活動費への配分割合：74.9%
構成員：農業者148人、非農業者101人
主要作物：水稻、大豆 等



【鳥獣害侵入防止柵設置作業】

①集落・地域のこれまで

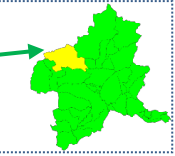
- ・ 町が主導となり、事務負担の軽減及び新規集落参加の効果的推進に向けて、すでに制度に取り組んでいた2集落協定及び新規3集落により、**町を事務局とした広域協定を令和2年度に締結**
- ・ その後新規参加集落を増やし、R5年度は7集落で活動（R6年度からさらに1集落取り込み、8集落で構成）

②実施体制の特徴

- ・ 広域協定の締結に当たり、集落協定広域化加算を活用して**専任の事務員を雇用し、町役場内に事務局を設置**
- ・ 協議会から各集落に予算が配分され、**農用地や水路等の保全活動を各集落で実施することで独自性を維持**
- ・ 町から助言等を得ながら、7集落の代表者で構成される総会において共同取組活動の内容を検討

③取組の内容・成果

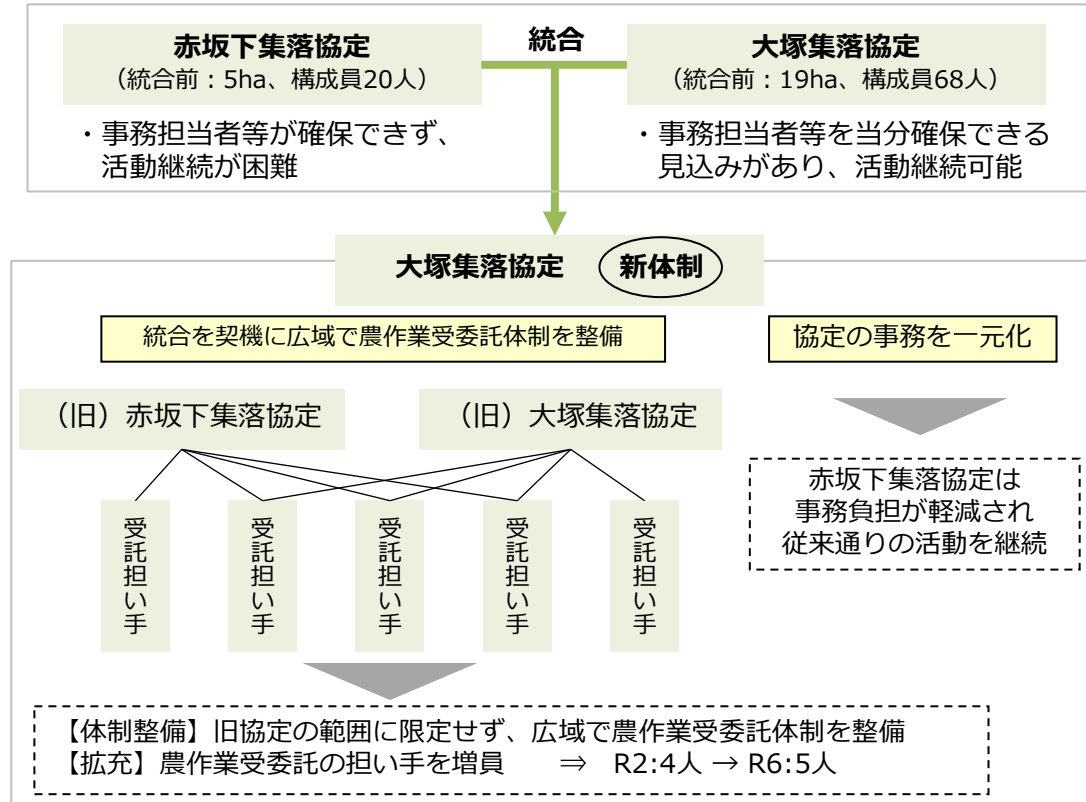
- ・ 町の全旧村（3地区）すべてを広域化していることから、新規農用地の取り込みなど、町全体の掘り起こしが可能
- ・ 広域協定のメリットを活かし、生産性向上加算を用いて乗用草刈機やドローン等の高性能、省力機械の導入・活用が多面的に進み、持続的な活動体制づくりを推進
- ・ 鳥獣害対策関連事業を活用しつつ、侵入防止柵等の整備を実施することで生産性の向上を図っている
- ・ 専任事務員の雇用により下記業務が効率化
 - ・ 交付事務（各集落でなく協議会と町で完結することが可能、専任事務員が実施）
 - ・ 協議会の会計業務 ・ 協議会での機械購入等に関する事務処理（契約関係）
 - ・ 事務処理が困難な集落の活動日誌と支払一覧表の整理を実施
 - ・ 新規参加集落の図面や名簿等の整理 ・ 集落からの交付金に関する相談の対応
 - ・ 総会や会議の開催、機械の説明会に関する段取り



中山間地域等直接支払交付金「大塚集落協定」（群馬県中之条町）

協定の統合によるスケールメリットを生かした農作業受委託体制の整備

- 活動取りやめの危機にあった協定を近隣協定に統合したことで、当該協定は活動を継続
- 統合を契機に広域で農作業受委託体制を整備



【集落協定の概要(R5現在)】
協定開始：平成22年度
面積：24ha(田)
共同取組活動費への配分割合：20%
構成員：農業者67人
主要作物：水稲



【共同の草刈り活動】

①集落・地域のこれまで

- ・赤坂下集落協定では、平成12年度（第1期対策）から中山間地域等直接支払交付金の活動を行ってきたが、高齢化の進行や担い手不足により事務担当者等の後継者がおらず、活動の継続が難しい状況にあった
- ・活動の継続が困難となった赤坂下集落協定と、平成22年度（第3期対策）から活動を継続しており事務担当者等がいる近隣の**大塚集落協定**が統合

②実施体制の特徴

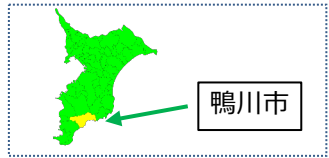
- ・**使途や配分ルールは統合後の協定全体で統一しつつ、地域の活動は従来通り旧集落協定単位で実施**
- ・地域全体の合意形成を前提として、協定の役員（事務作業）は旧大塚集落協定が担う
- ・統合を契機として、旧協定の範囲に限定することなく、広域で農作業受委託体制を整備

③取組の内容・成果

- ・統合により協定内全ての農地で第5期対策への活動の継続が図られ、適正な農用地の維持管理を実施
- ・旧赤坂下集落協定としては、事務負担が軽減され、従来通りの活動が継続できた
- ・旧大塚集落協定としては、協定に位置付ける農作業受委託の担い手を一人増員し、協定農用地の増加を図ることができた

中山間地域等直接支払交付金「鴨川市の24集落協定」（千葉県鴨川市）

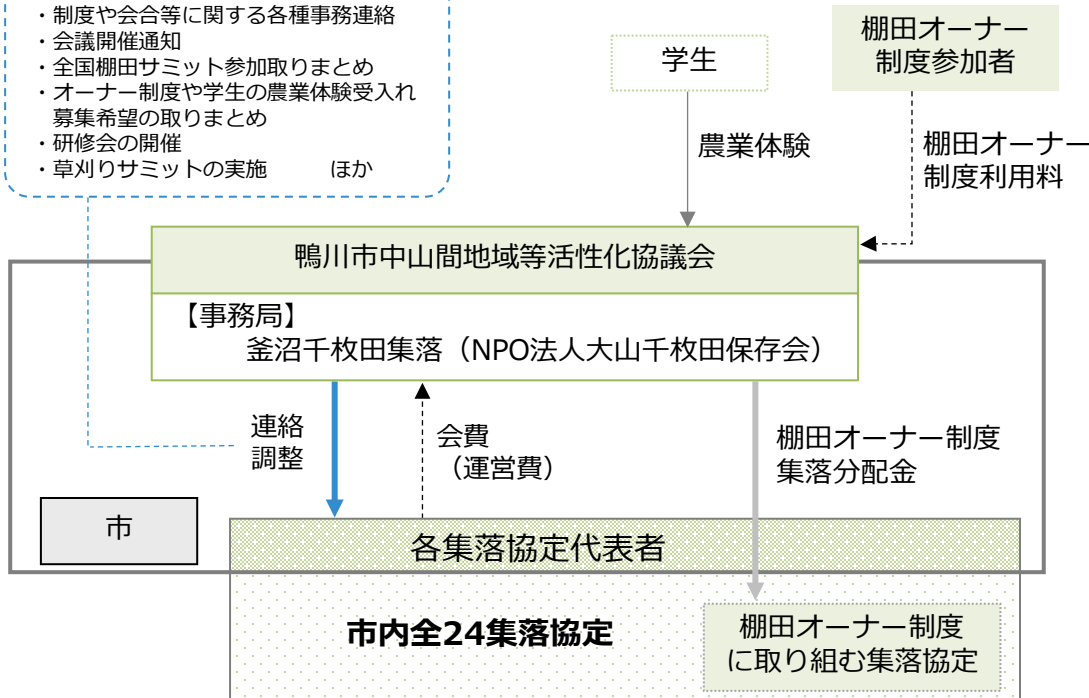
集落協定間の連携を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する協議会の設立



- 市と市内全24集落協定が連携し協議会を立ち上げ、中山間地域等直接支払制度活用のための活動を実施
- 協議会での集落活性化の情報交換により、都市農村交流事業への参加や集落協定間の相互連携による農村景観の保全に取組

【協議会が行う連絡・調整内容】

- ・制度や会合等に関する各種事務連絡
- ・会議開催通知
- ・全国棚田サミット参加取りまとめ
- ・オーナー制度や学生の農業体験受入れ募集希望の取りまとめ
- ・研修会の開催
- ・草刈りサミットの実施（ほか）



協議会の設立により集落協定間の連携が強化

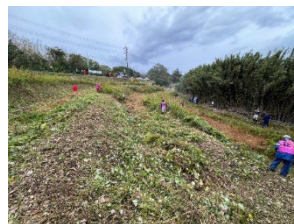
【24集落協定の概要(R5 現在)】

協定開始：平成12年度

面積：227ha(田)、4ha(畑)

構成員：農業者525人、非農業者23人、農業法人2法人

主要作物：水稻



【草刈りサミット】

集落協定の垣根を超えた草刈り活動

①集落・地域のこれまで

- ・鴨川市は「長狭米」をはじめ、知名度の高い、品質の優れた農産物が多いが、高齢化の影響から農家数、農業人口は減少傾向にあり、後継者不足が顕在化
- ・H15年度に中山間直払制度に取り組む市内全24集落協定、市及び棚田に関する各種イベント等を実施する団体（NPO法人大山千枚田保存会）とで「鴨川市中山間地域等活性化協議会」を設立

②実施体制の特徴

- ・「釜沼千枚田集落（NPO法人大山千枚田保存会）」が協議会の事務局を担い、市や各集落協定代表者と取組活動について検討
- ・協議会が棚田オーナー制度の事務局も担い、連絡先・会計を協議会に一本化
- ・各協定は交付金の1%を協議会の運営費（協議会の各通知文の発送費・全国棚田サミットへの参加を含む各種研修の組立等）として拠出
- ・各協定構成員や棚田オーナー制度参加者等が主体となり協議会の開催する各種活動を実施

③取組の内容・成果

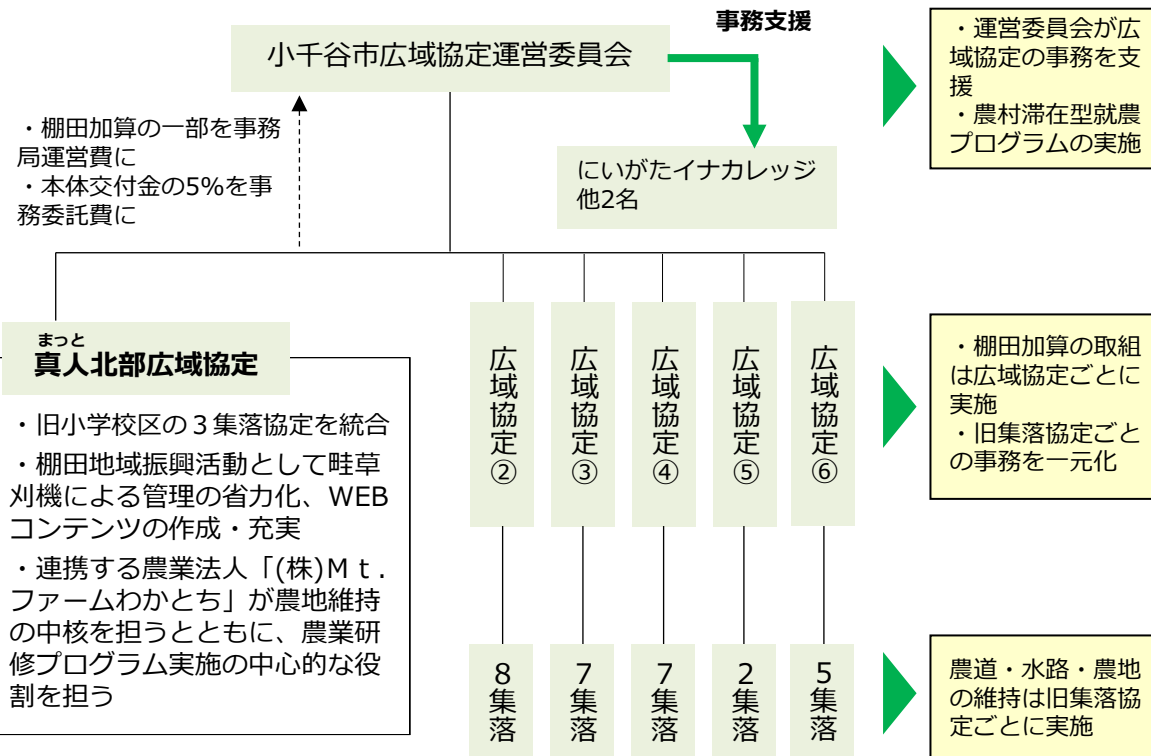
- ・協定間の連携や棚田オーナー等の参加により担い手不足が緩和
- ・協議会の以下取組等により協定間の連携が強化
 - ・研修を兼ね、各協定が全国棚田サミットへ参加しやすいよう計画
 - ・定期的に行われる役員会等で情報発信を行い、各集落が一斉に共有
 - ・中山間直払制度の理解を深めるため、勉強会と研修会を実施
 - ・耕作放棄地を舞台に草刈りの技術を競い合う「草刈りサミット」を共催し、協議会の会員を中心に地域内外からも参加者を募集

中山間地域等直接支払交付金「^{まっと}真人北部広域集落協定」（新潟県小千谷市）

3段階の活動体制による活動の継続と就農支援



- 集落協定の広域化体制を再編し、市全体で活動内容に応じた3段階の活動体制を整備
- 3階層の組織ごとに役割分担し、事務の一元化を図るとともに、棚田地域振興や農業研修プログラムの実施に取り組む



①集落・地域のこれまで

- ・中越地震からの復興を中心的に担っていた世代の高齢化が進行。営農体制の維持、次世代の担い手確保が課題に
- ・市では第4期から集落協定の広域化を進めてきたが、広域化の対象は事務の一元化に限られ、営農体制の強化にはつなげられなかった
- ・第5期から**地域的な繋がりが深い旧小学校区内の3集落協定による広域集落協定に再編**

②実施体制の特徴

- ・市全体で活動内容に応じた**3段階の活動体制を整備**
 - ①各旧集落協定は交付金を個人配分金と共同活動費に充て、**農道・水路・農地の維持を実施**
 - ②各広域協定単位で、**棚田活動の取組**を実施するとともに、旧集落協定ごとの**事務を一元化**
 - ③小千谷市広域協定運営委員会が広域協定の事務の一部を（公社）中越防災安全推進機構「イナカレッジ」、他2名に委託。また、令和2年度から農村に長期間滞在して農業研修を行なうライフスタイル型**就農プログラムを開始**
- ・各協定から本体交付金の5%と棚田加算の一部を拠出し、事務支援や運営委員会の活動に充当

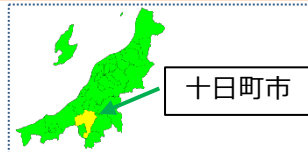
③取組の内容・成果

- ・真人北部広域協定では棚田加算により畦草刈機を活用した管理の省力化、棚田に関するWEBコンテンツの作成・充実に取り組む
 - ・「イナカレッジ」と連携した就農プログラムでは、(株)Mt.ファームわかとちが、研修生が滞在する住居の提供や研修等、プログラム実施の中心的な役割を担う
- ⇒2名の研修生が若柝集落に滞在し、農業研修に参加(R2)

【集落協定の概要(R4現在)】
 協定開始：令和2年度
 面積：85ha(田)
 共同取組活動費への配分割合：42%
 構成員：農業者54人、農業法人2法人、非農業者2人、その他1人
 主要作物：水稻



【法人若手従業員と研修生による稲刈り】



十日町市

中山間地域等直接支払交付金「^{いけたに}池谷・^{いりやま}入山集落協定」(^{とおかまちし}新潟県十日町市)

NPO法人との協働による集落の活性化

- 若手移住者を取り込みながら、NPO法人を中心とした営農体制、協定の運営体制を構築
- 集落で生産するブランド米の販売に加え、棚田オーナー制度を核とした取組を通じて交流・移住人口の拡大を実現

池谷・入山集落協定

十日町市地域おこし実行委員会

NPO法人化 (H24)

NPO法人地域おこし
(農業法人)

- ・常駐職員を雇用
- ・協定事務を担う
- ・農業生産活動を実施
(耕作、草刈り、農道舗装)
- ・都市農村交流体験活動を実施
- ・棚田オーナー制度の事務全般
- ・移住者の受入体制の整備

← かつてボランティアを派遣
(H17~H22)

池谷集落

集落の住人

(集落協定事務局)

事務作業依頼

連携

依頼

- ・都市農村交流体験への
参画 (スタッフとして協力)
- ・ブランド米PR動画等出演

集落外からの
通い耕作者

集落出身者

参画

棚田オーナー

- ・田植え、稲刈り、山菜取り、ブナ林散策
- ・動画コンテンツ作成 (棚田加算活用)
- ・SNSによる積極的な発信
- ・オーナー田以外での草刈り等の作業に参加

- ・担い手の確保 1名 (棚田オーナー制度をきっかけに市外から移住)
- ・農地集積率の上昇 H17年4%→R5年34%

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成22年度

面積：18.7ha(田)

共同取組活動費への配分割合：67%

構成員：農業者14人、農業法人2法人、非農業者14人

主要作物：水稻



【棚田オーナーとのはさがけ作業】

①集落・地域のこれまで

- ・池谷集落は新潟県中越地震により一時は6世帯まで減少し、集落自体の存続が危ぶまれる状況であった
- ・災害ボランティアの受入れを契機に平成17年に「十日町市地域おこし実行委員会(現 NPO法人地域おこし)」を設立し、平成24年にNPO法人化
- ・平成18年から集落で生産した棚田米を「山清水米」として販売開始、平成20年からは体験交流イベントを開始し都市との交流を積極的に推進、平成30年から棚田オーナー制度を開始

②実施体制の特徴

- ・集落協定の主な構成員は、池谷集落の住人、NPO法人地域おこし、通い耕作者、集落出身者
- ・集落協定の代表者等(事務局)から依頼を受け「NPO法人地域おこし」が集落協定の事務支援(書類の整理や管理等)を担う
- ・「NPO法人地域おこし」が常駐職員を雇用し、農業生産活動や交流活動を行うことで後継者となる移住者を受け入れる環境を整備

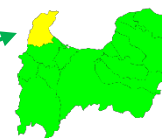
③取組の内容・成果

- ・「NPO法人地域おこし」の参入により、担い手の確保と農地の適切な保全管理につながり、農地集積率が上昇(H17年4%→R5年34%)
- ・棚田オーナー制度をきっかけに令和4年に1名が集落へ移住し、担い手として定着(令和6年度は棚田オーナーの内1名が定期的に集落内に滞在し、協定の共同活動等に参加(将来的には移住を検討中))
- ・棚田オーナーがオーナー田以外の草刈り等の作業に参加するなど新たな農地保全の形に波及(オーナー数41名(R6.10時点))
- ・今後は交付金(棚田加算)を活用して整備した施設・機械を活用し、米の生産及び販売の拡大に向けて積極的に取り組んでいく

中山間地域等直接支払交付金「論田集落協定・熊無集落協定」（富山県氷見市）

隣接集落と共同で行う農業インターンシップを契機に、連携して集落の活性化を実現

氷見市



- 隣接する集落協定が棚田地域振興活動加算を活用し、都市部大学生を対象とした農業インターンシップを共同開催
- 農業インターンシップを通じ、交流人口の拡大に加え、集落の文化や農業の次世代への継承に取り組む

共同で農業インターンシップを開催

論田集落協定

協定内の複数組織の活動

食彩ふるさと

- ・ 特産加工品製造

論田中山間地域等
整備事業推進協議会
論田壮年会

- ・ 耕作放棄地の管理

論田茶論

- ・ ろんくまインターン
シップでの助力

連携

「ろんくまインターンシップ」
を開催（R5～）

対象：都市部大学生
内容：・ 各種農業体験
・ 文化継承に係る取組
体制：・ 棚田加算を活用
・ 準備費用や交通宿泊費
は両集落で折半

- ・ 交流人口の拡大
- ・ 集落の文化と農業を
次世代へ継承
- ・ 耕作放棄地の発生防止
- ・ 集落の維持活性化

熊無集落協定

協定内の複数組織の活動

たんぽぽグリーンのかい

- ・ 「休み処熊無」の運営協力

熊無農地管理組合

- ・ 農地の引き受け

熊無自治会
熊無壮年会
熊無婦人会

- ・ 景観作物等の作付協力
- ・ 農地の維持管理

両集落共通の取組（将来の連携可能性）

- 自走式草刈機の導入活用
- 景観作物の作付
- 地元特産品の加工品製造・販売

【集落協定の概要(R5 現在)】（論田集落／熊無集落）

協定開始：平成12年度／平成30年度

面積：32ha(田)／13ha(田)

共同取組活動費への配分割合：60％／65％

構成員：農業者81人、非農業者31人／

農業者74人、生産組織8組織、非農業者29人

主要作物：水稻・ハトムギ／水稻



【インターンシップ学生による
自走式草刈機体験】

①集落・地域のこれまで

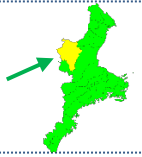
- ・ 論田・熊無集落ともに氷見市西部の石川県境に位置し、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化
- ・ 論田集落は平成12年から、熊無集落は平成30年から協定活動を開始、農用地保全の取組を地域一体で実施
- ・ 令和元年度に実施した県の「中山間地農業再生支援事業」で、都市部の大学生との交流を通じて地域の将来ビジョンを話し合ったところ、**2集落が境界を越えて連携する必要性を認識**
- ・ 令和2年度から**両集落が連携して大学生を対象とした農業インターンシップの受入**を計画、令和5年度から受入を開始

②実施体制の特徴

- ・ 農業インターンシップの取組は、棚田地域振興活動加算を活用
- ・ **インターンシップにかかる準備費用や交通宿泊費は両集落で折半**して対応
- ・ インターンシップ開催に向けて、プログラムの内容等についての全体打合せを5回程度実施
- ・ **市と県の助言やサポートによりインターンシップのプログラムを作成**

③取組の内容・成果

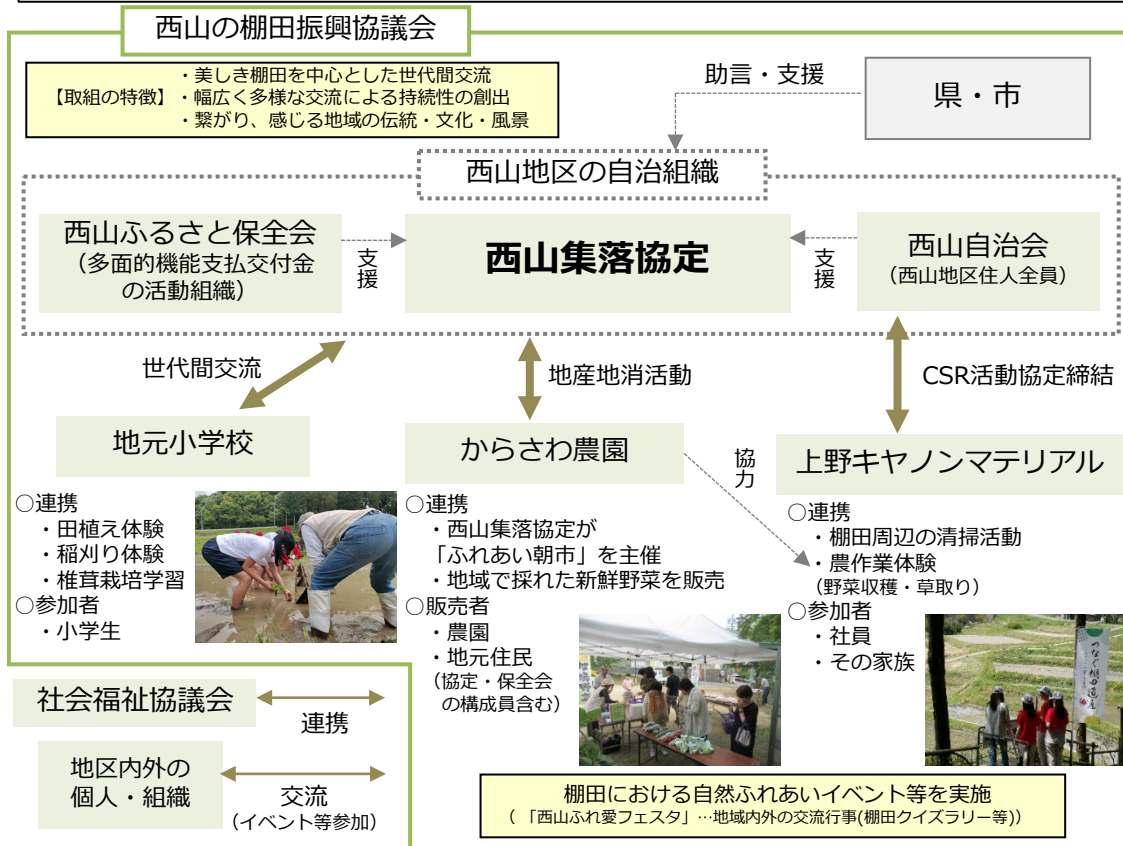
- ・ 各種農業体験を実施（コメやイチジク等の収穫体験）
- ・ 集落の文化の継承に係る取組
- ・ インターンシップによる交流人口の拡大
（受入実績：R5 13人、R6 6人受入）
- ・ 本取組を契機に、両集落で共通する取組の将来的な連携可能性について検討を進めるに至った



中山間地域等直接支払交付金「西山集落協定」（三重県伊賀市）

つなぐ棚田遺産“西山の棚田”が繋ぐ多様な組織との連携取組

- 西山集落協定をはじめとした西山地区の自治組織が企業や小学校などと連携し、美しき日本の原風景である棚田を中心とした農業生産活動や清掃活動、おいしい棚田米のブランド化といった地域農業の振興に資する積極的な活動を実施



①集落・地域のこれまで

- ・西山地区は約500枚の棚田が広がっているが、若手の担い手のほとんどが兼業農家であり高齢化と担い手不足が深刻であった
- ・令和元年に指定棚田地域に指定されたことを受け令和2年に西山集落協定が発足し、共同取組活動において棚田の復元・保全に向けた景観作物の作付けや維持管理田での稲作を実施
- ・令和5年に「三重のふるさと応援カンパニー推進事業」（農村漁村と企業のマッチング）を活用し、西山自治会と上野キヤノンマテリアルとがCSR活動協定（農山村活性化の取組に関する協定）を締結
- ・棚田の振興に向けて棚田振興協議会が発足し、集落協定をはじめとした西山地区の自治組織が、小学校や農園などの多様な組織と連携しながら活発的な取組を実施

②実施体制の特徴

- ・棚田振興協議会（集落協定、保全会、自治会、小学校、農園、企業、県、市の各代表等で構成）において活動計画の作成や活動実施に係る連絡調整を行う
- ・協議会の事務は集落協定が主導し、保全会（多面的活動組織）、自治会が支援

③取組の内容・成果

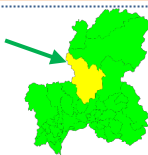
- ・多様な組織との連携取組により、西山地域の交流人口が増加、さらなる活発的な連携取組へとつながっている
- ・協定農用地25.9haのうち、令和2年度には7.2ha（27.8%）あった維持管理農地が景観作物の作付けや維持管理田での稲作により令和5年度には4.9ha（18.9%）まで減少
- ・集落協定が「からさわ農園」と連携し、地域の生産者が農産物を販売する「ふれあい朝市」を毎月開催。朝市を通して地産地消や地域活性化を推進

【集落協定の概要(R6現在)】

協定開始：令和2年度
面積：25.9ha(田)
共同取組活動費への配分割合：60%
構成員：農業者58人、水利組合5組織、生産組織1組織
主要作物：水稻、菜種



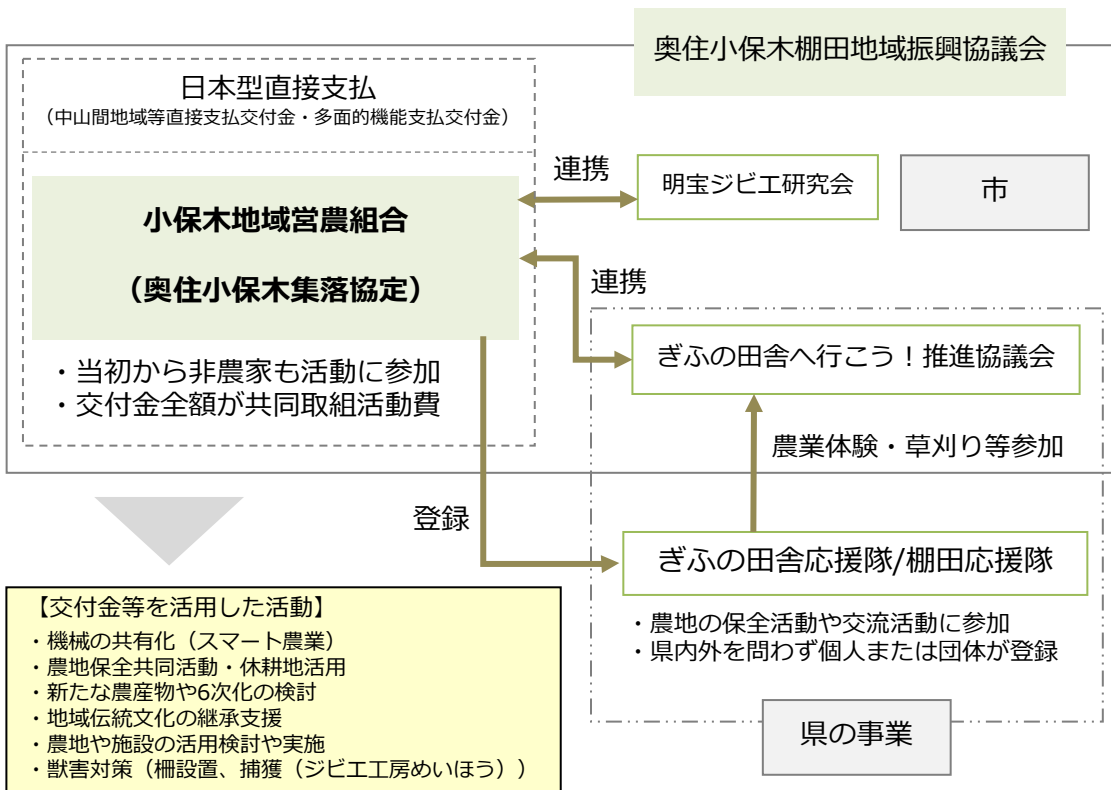
【集落の田園風景】



中山間地域等直接支払交付金「奥住小保木集落協定」（岐阜県郡上市）

多様な組織との連携による活力ある地域づくり

- 営農組合が中心となり、地域住民とともに中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した農地保全活動
- 「ぎふの田舎へ行こう！推進協議会」や「明宝ジビエ研究会」との連携による都市住民との交流促進



①集落・地域のこれまで

- ・ H12年度、制度開始当時に営農組合（集落協定）を立ち上げ、獣害防止柵の設置、水路改修や農道拡幅を実施
- ・ H26鳥獣被害防止のため、捕獲体制の構築や狩猟者等の育成と並行して捕獲個体の獣肉利活用を目指す「明宝ジビエ研究会」を設立し営農組合員も参加

②実施体制の特徴

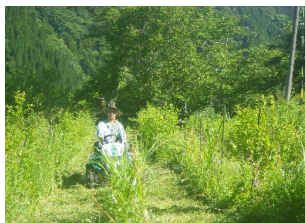
- ・ 営農組合の事務局が企画から運営全般を行い、年4回の役員会と年1回の総会において合意形成を図りながら組織の実施態勢を構築
- ・ 制度開始から交付金の個人配分は行わず、共同取組活動により農作業等を実施
- ・ 明宝ジビエ研究会と連携し、獣害対策や田植え・稲刈り体験などの里山保全事業と棚田活用事業を実施
- ・ グリーン・ツーリズムを実現するために設立された協議会「ぎふの田舎へ行こう！」に参加する「ぎふの田舎応援隊」との連携・支援により、ブルーベリー植栽を（草地・休耕地）で実施
- ・ 県域の事業である、棚田応援隊（県内外問わず個人または団体が登録可）に営農組合も登録しており、高齢化により作業者が減少した地域の草刈り作業を実施し農地を維持

③取組の内容・成果

- ・ 共同機械の乗用草刈り機等の導入により草刈り等の省力化（約50時間/年短縮）
- ・ 多様な組織等と連携したジビエ活用を進める中、狩猟者や解体技術者の人材育成を行う過程で5名が移住

【集落協定の概要(R5現在)】

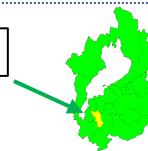
協定開始：平成12年度
面積：5.6ha(田)、2.4ha(畑)
共同取組活動費への配分割合：100%
構成員：農業者16人
主要作物：水稻



【共同機械の乗用草刈り機】



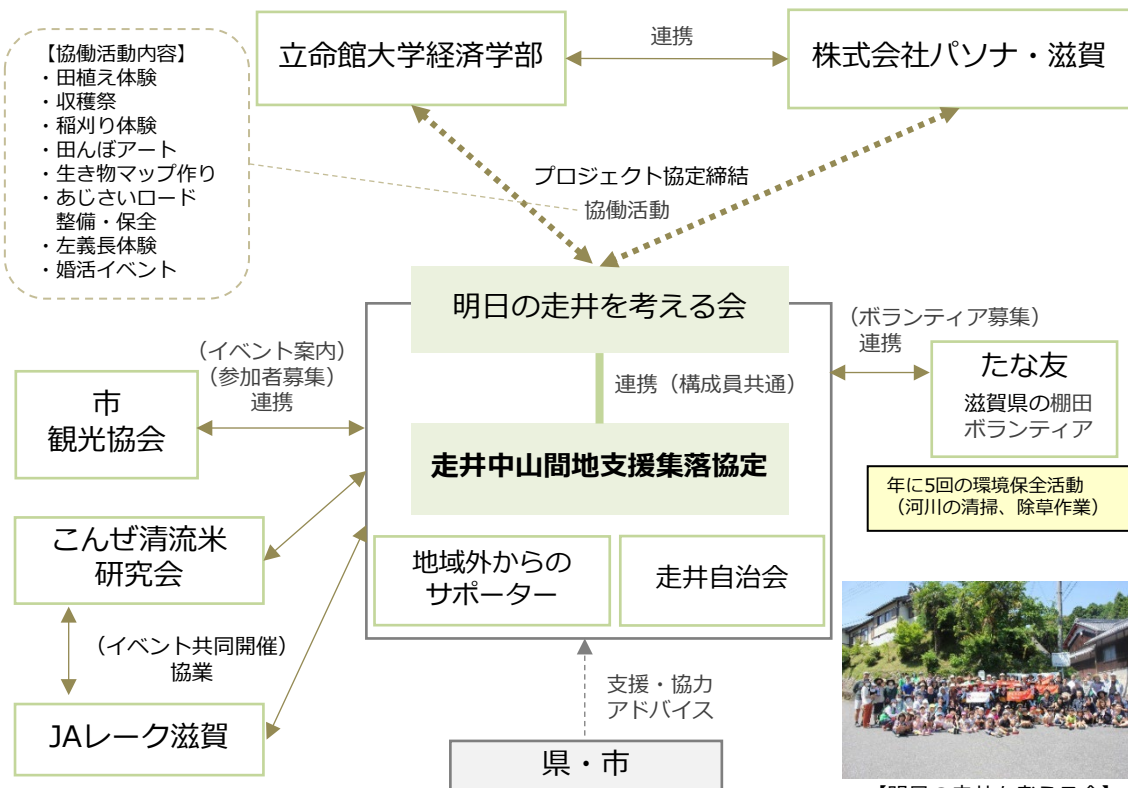
【稲刈り作業】



中山間地域等直接支払交付金「走井中山間地支援集落協定」(滋賀県栗東市)

多様な組織と連携した棚田地域の振興

- 棚田等の保全を通じた多面的機能の維持・発揮
- 企業や大学と協定を結ぶなど、多様な組織と連携して都市農村交流活動に取り組み、地域を活性化



①集落・地域のこれまで

- ・ 周辺の集落から離れた小さな集落であるが、都市部に比較的近い中山間地に立地
- ・ 集落の過疎化・高齢化が進み、獣害の被害による離農も増加
- ・ 平成28年、集落の将来を危惧した走井地域の住民が中心となり、地域を側面から支援する団体「明日の走井を考える会」(以下「考える会」という。)を発足
- 【構成員：走井地域住民全員(集落協定構成員)、地域外の賛同者・協力者】
- ・ 「考える会」は県の「ふるさと支え合いプロジェクト」に参加し、令和3年に企業と、令和4年に県内の大学と地域活性化のための協定を締結し、都市農村交流等(イベント企画・運営)の協働活動を実施

②実施体制の特徴

- ・ 「集落協定」と「考える会」とが連携し関係人口を受け入れる体制を整備
- ・ 協定の事務担当者が、「考える会」の事務局も担当しているため、両組織の合意形成はスムーズ

③取組の内容・成果

- ・ 「集落協定」と「考える会」が連携して田植え・稲刈り体験を開催し、多様な組織や地域外からのサポーターが参加
- ・ 都市農村交流の場として長年遊休田であった約10aの圃場を復田し稲作を再開(収穫量330kg)
- ・ 地域イベントに学生が継続的に参加することにより地域全体が活性化、地域の人々は新たな刺激を受ける機会となっている
- ・ イベントや交流体験の参加者を対象としたアンケート等による情報収集により、地域では気づかなかった新たな課題の発見、アンケートに裏付けされた新たな企画の立案・実施により、新たな関係人口の発掘に繋がっている

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成27年度
面積：10.5ha(田)
共同取組活動費への配分割合：44%
構成員：農業者14人
主要作物：水稻



【田植え体験イベント】



【稲刈り体験イベント】



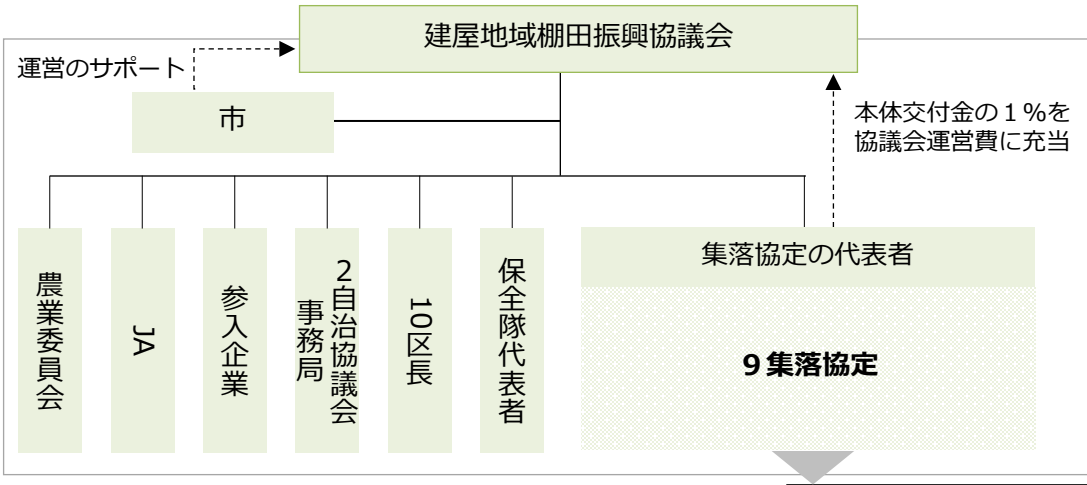
【明日の走井を考える会】

中山間地域等直接支払交付金「能座集落協定 他8集落協定」（兵庫県養父市）

9集落協定で連携して獣害対策及び粗放的な農地管理に取り組み、棚田を守る



- 旧村内の9つの集落協定と多様な組織等で建屋地域棚田振興協議会を構成
- 協議会にて専門家による獣害対策研修会や国庫事業により粗放的な農地の管理に取り組む



農地・水路・農道の維持
は集落協定ごとに実施

国庫事業の取組（R6～10（予定））
【最適土地利用総合対策】

- ・土地利用構想図の作成
- ・省力化草刈り機の導入実証
シェアリングの検討
- ・粗放的利用実証
（緩衝帯整備、景観作物の作付）
- ・土地利用に関する視察研修

獣害対策研修会の実施

- ・森林動物専門員からの専門的な指導
- ・段取りや計画作成は市や県が全面的にサポート
- ・協定間の情報交換の場

【集落協定の概要（9集落協定の合計）（R5現在）】
協定開始：平成12年度（中央区集落協定）
面積：84.7 ha
共同取組活動費への配分割合：52%（平均）
のべ構成員：農業者231人、農業法人8法人、その他3人
主要作物：水稻



【獣害対策研修会】

①集落・地域のこれまで

- ・地域では農業を担っている世代の高齢化が進行し、営農体制の維持、次世代の担い手確保が課題に
- ・R元年棚田地域振興法の成立を契機に、各種施策活用による課題解決を模索し始める
- ・旧建屋村でR4年に棚田地域振興法の指定棚田地域指定を受け、R5年2月に建屋地域棚田振興協議会を設立し、同年に指定棚田地域振興活動計画が認定
- ・R5年から活動計画を実現すべく、協議会としての活動を開始

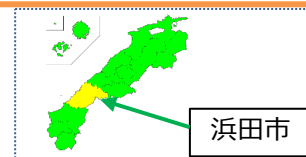
②実施体制の特徴

- ・旧建屋村の9集落協定それぞれの活動（農道・水路・農地の維持）は維持しつつ、協議会としての活動を実施
- ・協議会の運営は構成員でもある市がサポート
- ・本体交付金の1%を協議会運営費に充当
- ・9集落協定のうち4集落協定で棚田振興地域活動加算を実施

③取組の内容・成果

- ・協議会設立により、他地区の取組を知る機会ができたため、中山間直払の活動に取り組んでいなかった3地区が取組を開始
- ・協議会としての活動を開始したことで、集落協定間において運営（交付金の使途など）について定期的に情報交換を実施、既存の草刈り隊の隊員が増加
- ・獣害対策研修会では、現地調査およびセンサーカメラ設置によるシカ侵入経路の確認を行った結果に基づく専門家の講義に加えて、能座集落協定が積極的に捕獲を行った実績について情報提供し、地域一帯の獣害対策のレベルアップを図った（R6年度：2回実施）

中山間地域等直接支払交付金「^{やさかちょう}弥栄町の広域3協定」（島根県浜田市）



担い手の連携を強化する協議会を核とした複数集落協定の再編

- 23の集落協定を担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編
- 集落営農組織間の連携を強化する協議会を設立し、事務の受託や草刈隊の結成等を通じて地域に必要な取組をサポート

地区内の集落ごとに19協定で取組

4集落が
新たに参加
(R2)

担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編(H27)

やすぎ
安城1協定

やすぎ
安城2協定

きつか
杵束協定

事務支援業務の委託
・交付金を100%拠出

事務の実施
・23集落へ交付金の配分
・町内に複数ある集落
営農組織間の連携支援

弥栄自治区集落営農組織連携協議会(H27～)
(現：やさかむら集落営農組織連携協議会)

<実働部隊>
一般社団法人奥島根弥栄

取組1：ブランド米の販売促進
取組2：畦畔の芝生化
取組3：ドローン防除作業
取組4：保全困難な農地の管理
取組5：草刈隊の結成

【集落協定の概要(R4現在)】（※3広域協定の合計）
協定開始：平成12年度
面積：264ha(田)、3.8ha(畑)、2ha(採草放牧地)
共同取組活動への配分割合：100%
構成員：農業者215人、農業法人18法人
主要作物：水稻



【草刈隊の取組】

①集落・地域のこれまで

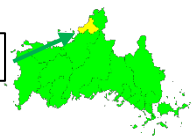
- ・地区内に存在する集落営農組織の役員やオペレーターの世代交代や後継者確保に危機感
- ・平成27年度に「弥栄自治区集落営農組織連携協議会」を設立し、町内に複数ある集落営農組織間の連携を強化

②実施体制の特徴

- ・協議会が主体となり、集落ごとに締結していた19の協定を、**担い手の営農エリアを基に3つの広域協定に再編**（R2に4集落が新たに参加）
- ・広域協定は事務受託者である協議会へ交付金を100%拠出し、協議会から広域化前の23集落協定へ配分。加算は地域全体への取組に活用
- ・集落単位による農業生産活動の継続が困難となった場合に備え、協議会で地域全体に必要な取組を話し合い、**地域商社の「一般社団法人奥島根弥栄」が取組を実施する体制を整備**

③取組の内容・成果

- ・超急傾斜加算により地域ブランド米「秘境奥島根弥栄」の販売促進（イベント出店、フェア開催など）
⇒ブランド米生産面積：6.8ha(R4)
- ・重労働である草刈作業、防除作業の省力化を図るため、センチピードグラスの吹付、ドローンを活用した農薬散布を実施
⇒センチピードグラス吹付面積：19.2ha（R4までの総計）
⇒ドローン防除面積：117.8ha(R4)
- ・集落で保安全管理が困難な農地を地元畜産農家と連携し放牧による管理
- ・集落機能強化加算により農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした「草刈隊」を結成（草刈隊結成コーディネーターも確保）
⇒草刈隊の実施面積：7.1ha(R4)



中山間地域等直接支払交付金「福田中集落協定」(山口県阿武町)

多様な組織等が連携した“にぎわいの創出”によるむらづくり

- 農事組合法人「福の里」を中心に、地域住民を加え、多面や中山間直払による農地の保全活動や、女性部を中心とした加工所の運営、直売所の開設、イベントの開催による交流促進や農福連携

農地保全活動

日本型直接支払
(中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金)

機械の協同利用組合を設立
(H14年)

役員が中心

発展

福の里農地守り隊
(H19年から)

- ・地域住民と福の里が連携した組織
- ・交付金を活用した農地の保全活動(交付金の50%を共同取組活動費に充当)

農事組合法人
福の里
(H15年から)

- ・協定事務局の運営や営農体制の整備

農福連携

阿武町

阿武町農福連携協議会

作業依頼

- ・農作業
- ・草刈り
- ・田植え補助

加工向け農産物

(福) E.G.F

野菜や苗、
加工品を
出荷

協定参加者

農事組合法人
福の里 女性部

福賀すいか部会

福の里直売所運営協議会

運営

福の里直売所

直売所運営・イベント開催

- ・農産物の販売
- ・地域と連携しイベント等を開催

【集落協定の概要(R4現在)】

協定開始：平成12年度

面積：95.2ha(田)

共同取組活動費への配分割合：69%

構成員：農業者84人、農業法人1法人、非農業者5人

主要作物：水稲、大豆、薬草、すいか、ほうれんそう 等

①集落・地域のこれまで

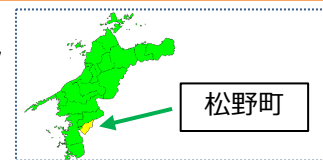
- ・H12の制度開始当初から5集落が連携して福田中集落協定を運営
- ・H15に福の里を設立し、以降は福の里を中心にむらづくりの取組が進められ、H18には地域の老若男女の夢や意見を取りまとめた「福の里夢マップ」を作成
- ・H17に福の里女性部が設立し、H18に整備した加工施設で地域の特産品を使用した農産物加工を開始
- ・H19に福の里直売所運営協議会が設立し、福の里直売所を開設
- ・H27からはE.G.Fとの農福連携が開始し、多様な人材が協定の活動に参加

②実施体制の特徴

- ・5集落で取り組んでいた中山間直払の役員が中心となり、H14に機械の共同利用組合を設立し、H15に農事組合法人福の里（以下「福の里」という。）を設立
- ・R5現在、阿武町旧福賀村内の7集落で中山間直払に取り組む
- ・福の里を中心に**多様な組織等が連携して、交付金等を活用したむらづくりに取り組む**
- ・福の里による協定事務局の運営や営農体制の整備

③取組の内容と成果

- ・福の里農地守り隊による非農家を含めた農地の保全活動
- ・福の里女性部による地域資源や地域農産物を活用した加工品開発環境美化活動
- ・地域住民には欠かせない生活用品や食品の販売拠点である福の里直売所を通じての地域内外の交流活動
- ・E.G.Fとの農福連携の取組

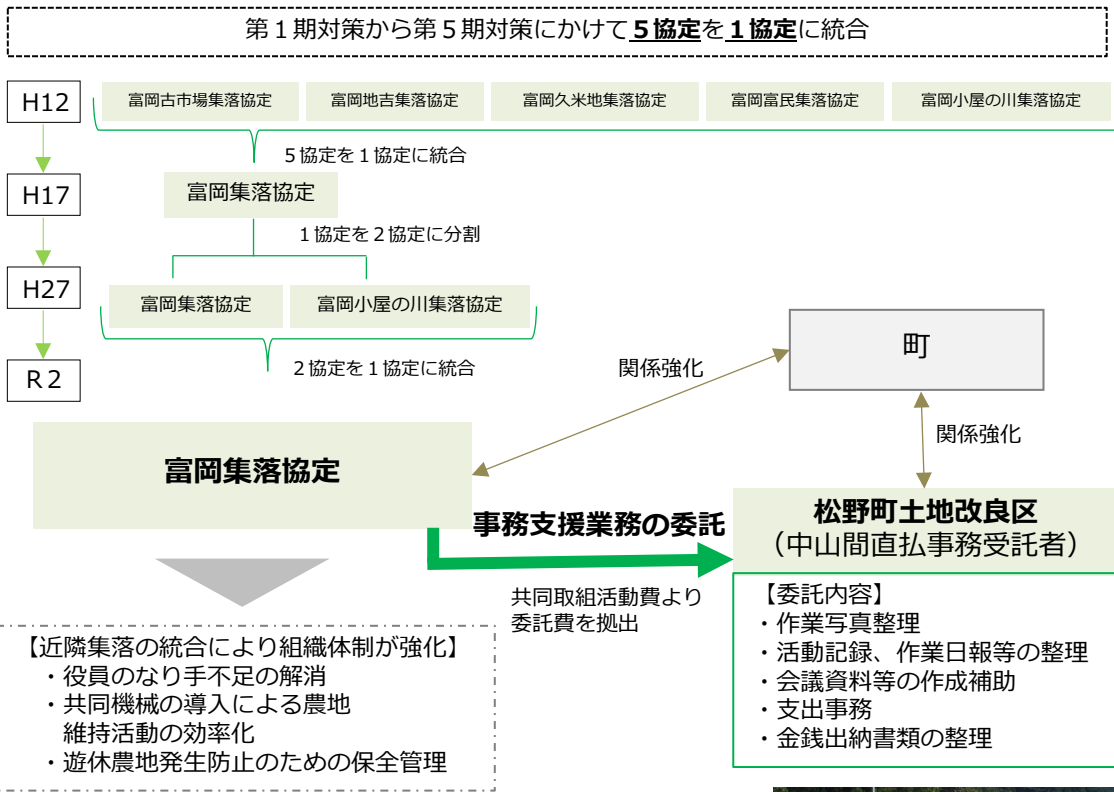


松野町

中山間地域等直接支払交付金「^{とみおか}富岡集落協定」（愛媛県松野町）

協定の統合による活動体制の整備と強化

- 5つの集落協定が1協定に統合し、土地改良区に事務支援業務を委託
- 協定の統合により自走式草刈り機の購入・維持管理費の支出が可能となり、草刈り作業の負担が軽減



【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成12年度

面積：39.7ha(田)、0.8ha(畑)

共同取組活動費への配分割合：20%

構成員：農業者74人、非農業者8人

主要作物：水稻、柚子、栗



【自走式草刈り機による草刈り】

①集落・地域のこれまで

- ・ 人口減少、少子高齢化により農業の担い手不足が深刻化し、農業生産活動の維持が困難になることを危惧
- ・ 耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、H12年度（第1期対策）より中山間地域等直接支払制度の取組を開始
- ・ 当初は5つの集落協定で活動していたが、H17に1協定に統合、H27に2協定への分割を経て、R2に1協定に統合

②実施体制の特徴

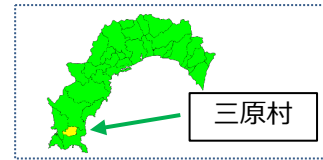
- ・ 交付金の使途や配分ルールは広域協定において統一
- ・ 統合したことをきっかけに土地改良区へ交付金事務支援業務の委託を開始
- ・ 共同取組活動費より事務委託費を拠出

③取組の内容・成果

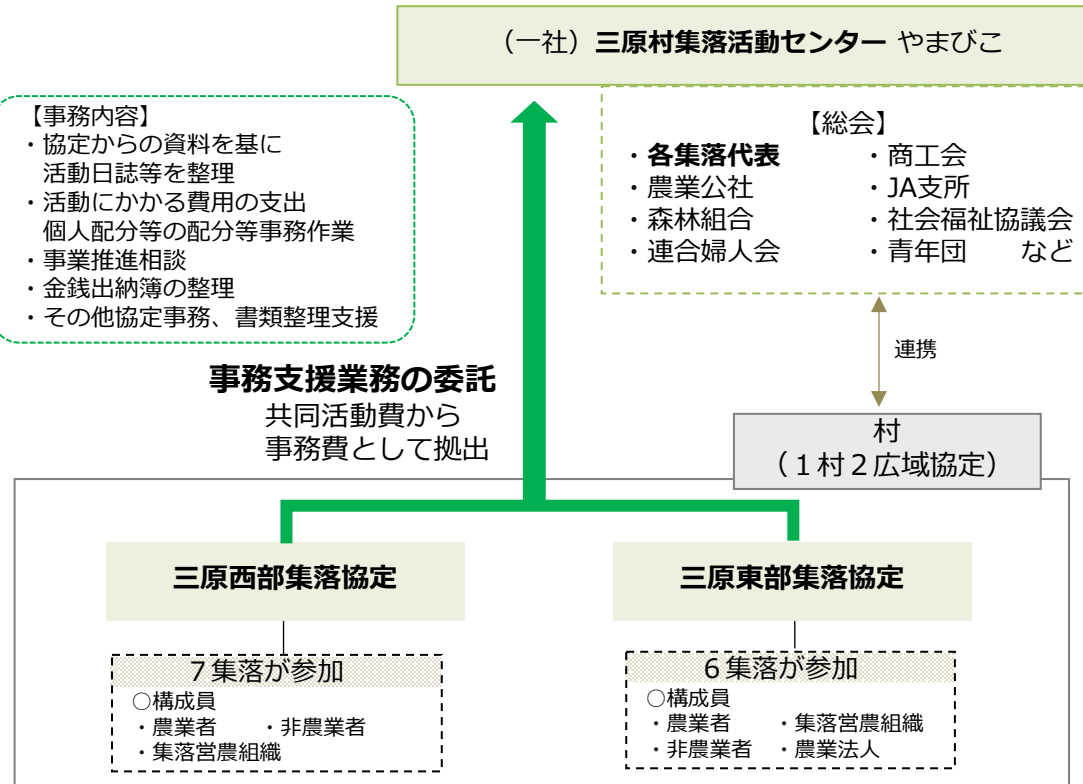
- ・ 統合により旧集落協定全体から役員の選出が可能となり、**役員のなり手が不足していた旧協定でも活動を継続**
- ・ **土地改良区への事務支援業務の委託により事務負担が軽減**
- ・ 町と集落協定と土地改良区の三者が直払の事務受委託を通して相互に連携し関係が強化
- ・ 統合により共同活動費の活用の幅が広がり、共同機械（自走式草刈り機）を導入、高齢農業者の負担軽減や農地維持活動が効率化
- ・ 自走式草刈り機を活用し、協定参加者で農作業が困難な高齢者所有の農地管理を行う連携体制を構築
- ・ 土地改良区は事務の受委託を通して協定と連携することにより、効率的な土地改良施設の管理が可能となった

中山間地域等直接支払交付金「三原西部集落協定・三原東部集落協定」（高知県三原村）

村全域にわたる2協定の事務等の一元管理による連携強化



- 村全域で広域化した2協定の事務を（一社）三原村集落活動センターやまびこが一元管理
- 当集落活動センターが協定と村の橋渡しの役割を担い、協定の事務作業が軽減



①集落・地域のこれまで

- ・ H29年度から村内13集落を東西で2協定に統合
- ・ H29年度より、村民が主体となって地域の課題やニーズに応じて様々な活動に総合的に取組む組織である「（一社）三原村集落活動センターやまびこ」へ両協定の事務等を一元化し体制の強化を図る

②実施体制の特徴

- ・ 各広域協定は交付金額の約7%を拠出し当集落活動センターへ事務支援業務を委託
- ・ 共同活動は各集落（13集落）において行い、面積に応じて配分される各集落への交付金は当集落活動センターが一括で管理（村と協定との橋渡しの役割）

③取組の内容・成果

- ・ 事務支援業務（活動日誌、金銭出納簿の整理、事業推進相談等）の委託により各集落協定の事務負担が軽減
- ・ 各地区の状況に精通している集落活動センターやまびこが、多様な組織が参画する総会等で各地区の情報を共有し、地域の課題解決や村の振興に寄与

【課題解決・振興例】

- ・ 集落営農組織への機械等の購入支援により、生産活動の効率化が図られ、**耕作放棄地の発生を抑制**
- ・ 地域が一体となって米のブランド化を図り、商品の販路拡大を推進

【集落協定の概要(R5現在)】

協定開始：平成12年度

面積：253ha(田)（内訳：西部128ha、東部125ha）

共同取組活動費への配分割合：西部57.8%、東部64.7%

構成員：西部 農業者102人、農業生産組織1、非農業者87人

東部 農業者106人、農業法人1、農業生産組織1、非農業者52人

主要作物：水稻



【共同草刈り作業】



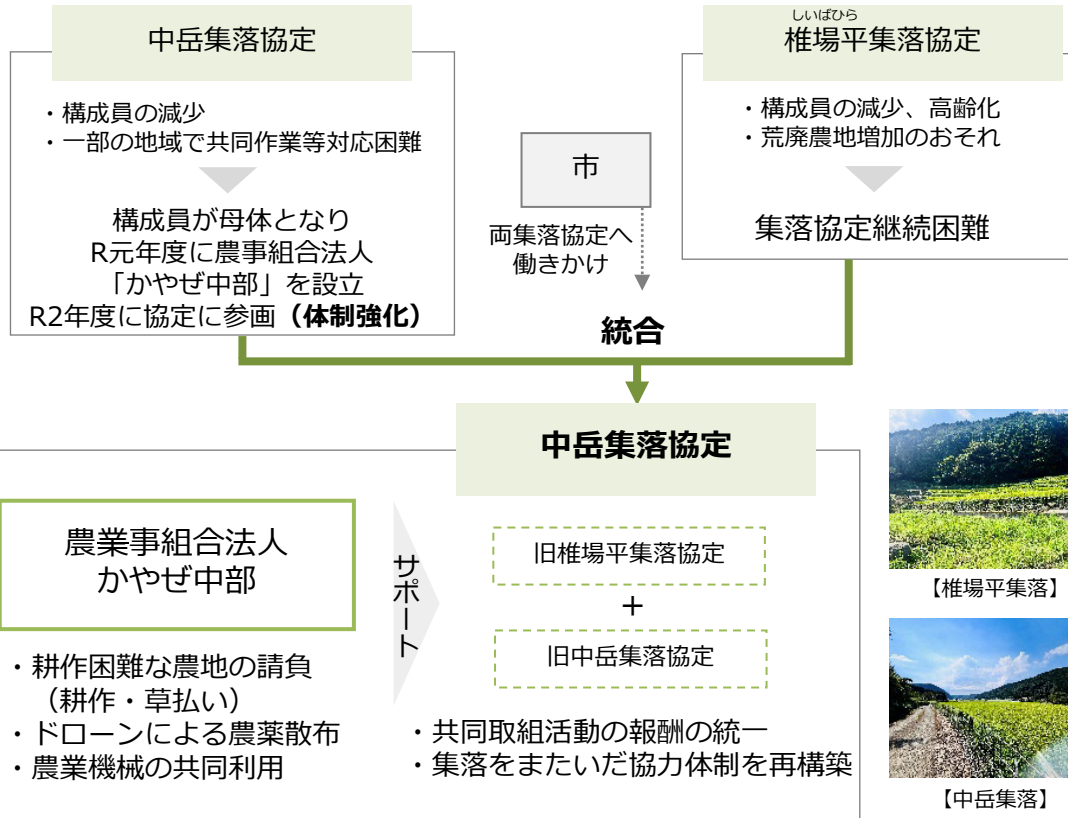
大村市

なかだけ

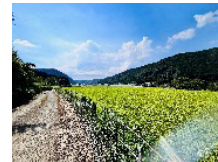
中山間地域等直接支払交付金「中岳集落協定」（長崎県大村市）

集落協定の統合及び農事組合法人との連携により中山間地域の農業活性化及び荒廃化防止

- 構成員が減少したことにより取組困難となった集落協定と、農事組合法人を設立し体制強化した集落協定が統合することで、人員や設備の不足等の課題解決を図り、共同作業等が継続できる体制を構築



【椎場平集落】



【中岳集落】



【法面の草払い（共同活動）作業の様子】

①集落・地域のこれまで

- ・ 中岳集落と椎場平集落にわたる萱瀬（かやぜ）地区において、構成員減少により一部の地域で対応困難となっていた共同作業等の体制を強化するために、中岳集落協定の構成員が母体となり、令和元年度に農事組合法人「かやぜ中部」を設立
- ・ 令和2年度「かやぜ中部」は構成員として中岳集落協定に参画
- ・ 同地区の椎場平集落協定において、高齢化や担い手不足により構成員が減少し集落協定の継続が困難となったため、市の働きかけにより、令和3年度、体制が強化された中岳集落協定との統合を実施

②実施体制の特徴

- ・ 総会や共同取組等の活動を1組織として実施
- ・ **共同取組活動の報酬の統一により、集落をまたいだ協力体制を再構築**
- ・ 総会等全体が集まる場において合意形成を図っている
- ・ 農事組合法人「かやぜ中部」が規模縮小を希望する農業者の耕作の請負や、草払い等農作業への協力を率先して行っている

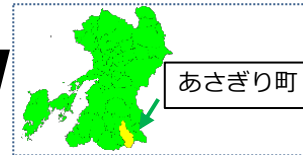
③取組の内容・成果

- ・ 農事組合法人の参入により、農業者個々の作業負担軽減
- ・ 中山間直払の交付金（生産性向上加算）を活用し、共同機械（ドローン）を導入
- ・ ドローンによる農薬散布やオペレータ育成に力を入れ、農作業の効率化、省力化、生産性の向上を図っている

【集落協定の概要（R5現在）】

協定開始：平成12年度
面積：18ha(田)
共同取組活動費への配分割合：38%
構成員：農業者26人、農業法人2法人
主要作物：水稻、いちご

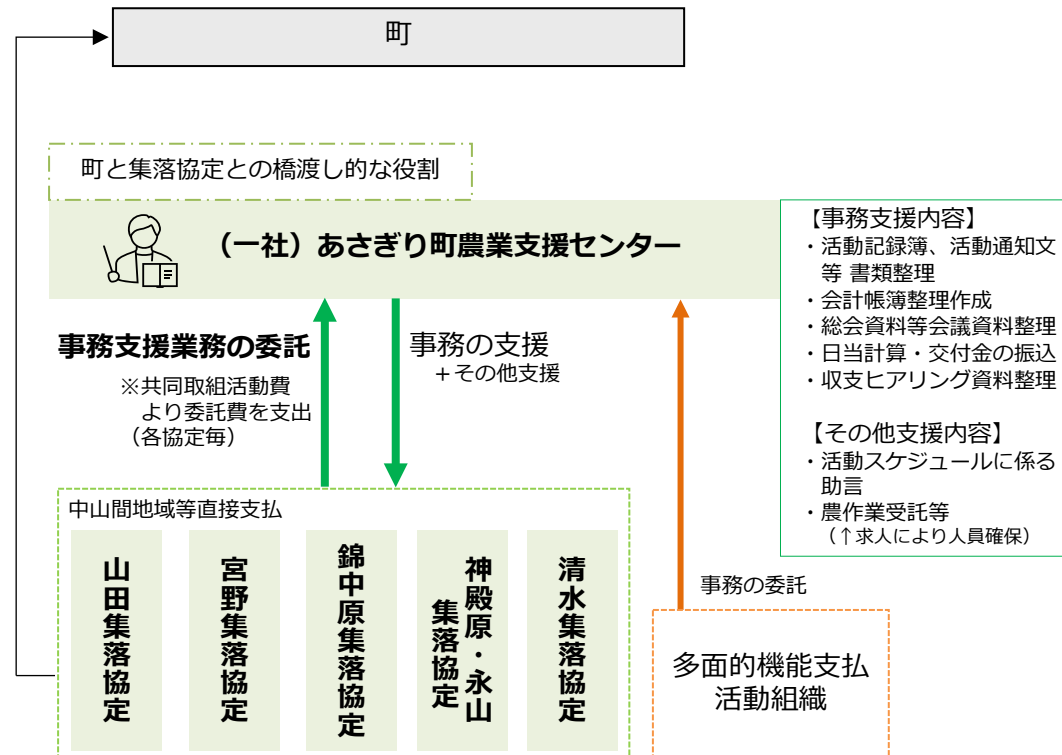
中山間地域等直接支払交付金「あさぎり町の5集落協定」（熊本県あさぎり町）



5つの集落協定から同一の外部組織に事務等を委託し、集落協定の活動継続のための体制づくりを推進

- 5つの集落協定が（一社）あさぎり町農業支援センターに事務支援業務を委託することで集落協定の事務負担が軽減
- 同センターは、集落協定に対して活動スケジュールに係る助言等を行うとともに、人手不足により活動に支障のある集落協定から支援要請があった際には農作業を受託する等、集落協定活動の着実な実施を実現

協定書・申請書・実績関係書類の提出



①集落・地域のこれまで

- ・各集落協定において、農業経営者の高齢化や担い手不足等により農業生産活動の継続が課題となっていた
- ・平成28年度に町内の農業者からの農作業の受託及び多面的機能支払制度の広域協定の事務支援業務を受託するために（一社）あさぎり町農業支援センターを設立
- ・同センターは、**事務が負担となっていた5集落協定の事務支援業務も第5期対策から受託**

②実施体制の特徴

- ・各集落協定は、農業支援センターへの事務支援業務の委託費として、交付金額の2.5%を共同活動費として支出
- ・同センターは集落協定に対して、**事務支援のほか、活動スケジュールに係る助言等のサポート**や、人手不足で作業に支障をきたしている集落協定から要請があった際に農作業を受託

③取組の内容と成果

- ・事務支援業務の委託により、**事務作業にかかる時間が集落協定当たり、年間100時間ほど縮減、省力化された時間と余力を農業生産活動へ活用**できるようになったことで、第5期対策期間中の事業が継続され、農地の維持管理が図られた
- ・同センターは中山間直払だけでなく多面的機能支払に係る事務支援も担い、農業生産活動や農地・農業水利施設の保全管理等、地域で行われる共同活動の継続に貢献

【5集落協定の概要(R6現在)】
 協定開始：平成12年度
 面積：352ha(田)
 共同取組活動費への配分割合：40～70%
 構成員：農業者248人、農業法人11法人
 主要作物：水稻、資料作物、たばこ等



【農業支援センターによる農作業受委託】

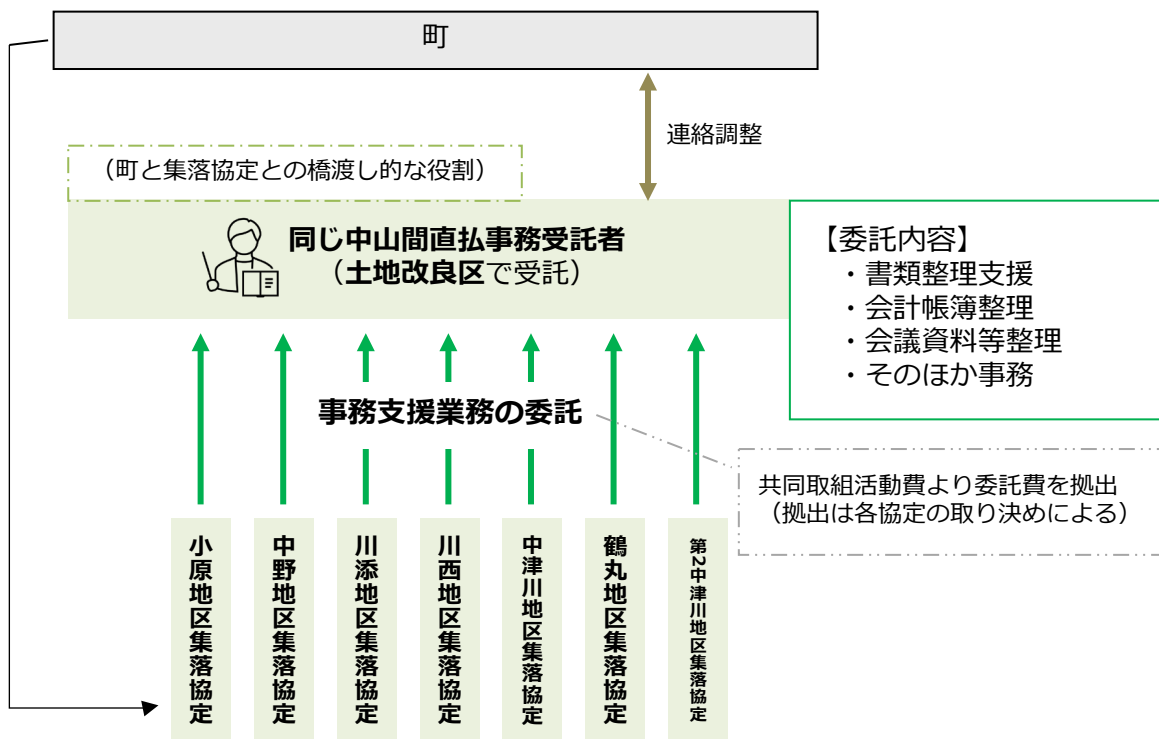
日之影町

中山間地域等直接支払交付金「湧水町の7集落協定」（鹿児島県湧水町）

各集落協定から同一の外部組織等に事務等を委託したゆるやかな横連携



- 7つの集落協定が、同一の外部組織（土地改良区）に事務支援業務を委託
- 事務受託者が、町と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、町事務担当の負担軽減



事務委託や受託者の情報提供

【7集落協定の概要(R5現在)】
 協定開始：平成12年度
 面積：163ha(田)
 共同取組活動費への配分割合：50%
 構成員：農業者300人
 主要作物：水稻

①集落・地域のこれまで

- ・ 7集落協定は、地域の事務担当役員のなり手不足を緩和するため、第1期の協定立ち上げの際、各協定の代表が土地改良区の理事であったことから、交付金の事務支援業務を土地改良区に委託
- ・ 土地改良区の理事会等で会合の機会があったことから合意形成はスムーズに進んだ

②実施体制の特徴

- ・ 7つの集落協定が、中山間直払の事務受託者である土地改良区に対し事務支援業務を委託
- ・ 各集落協定から土地改良区への拠出金は、それぞれ交付金額の13%
- ・ 土地改良区の職員のうち1名が本来業務の他、協定からの委託により事務支援を実施（出納簿・活動日誌の整理等）

③取組の内容・成果

- ・ 事務支援業務を委託したことで、7集落協定において、事務役員のなり手不足の解消による事業継続が図られ、適正な農地の保全が実現し、次期対策に向けての取組継続の意欲が向上
- ・ 受託者が町と集落協定との橋渡しの役割を担うことで、集落協定側の窓口が一本化され、町事務担当の負担が軽減